

芳賀町高齢者総合保健福祉計画 (第8期介護保険事業計画)

令和3年度～令和5年度



令和3年3月
芳賀町

町長あいさつ



わが国は、団塊の世代が70歳代を迎えた超高齢化社会に突入し、医療、介護、その他社会保障の充実がさらに強く求められています。

当町におきましては、国・県の平均よりも高い割合で高齢化が進行しております。第7期計画最終年度である令和2年度の4月時点での高齢化率は31.5%という状況になっております。

また、核家族化が進み、高齢者のひとり暮らしを含む高齢者のみの世帯が世帯全体の20%を超えており、町民一人ひとりが住み慣れた地域で、ともに支え合い、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりが重要課題となっています。

平成12年度に創設された介護保険制度は、高齢者を社会全体で支える仕組みとして大きな役割を果たしています。この間、町では要介護状態にならないよう、介護予防を重視した生きがいつくり、社会参加支援、高齢者や介護者の支援を積極的に進めてまいりました。

この度策定した「芳賀町高齢者総合保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）」は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とし、団塊の世代が75歳を迎える令和7年度を見据え、地域包括ケアシステムの推進に向けての施策を推進してまいります。介護予防・生活支援サービス事業においては、健康づくり部門や後期高齢者医療部門との連携を密に、保険事業の一体的実施を目指します。包括的支援事業においては、権利擁護業務や在宅医療・介護連携の推進、認知症総合支援事業に取り組んでまいります。

今後も、高齢者の方が、住み慣れたこの町の中で、自分らしく、元気に、安心して暮らしていけるよう、町民の皆様や関係機関、関係団体と連携して計画を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート及びパブリックコメントにご協力いただきました町民の皆様、貴重なご意見ご助言を賜りました芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会の委員の皆様に心から感謝を申し上げ、あいさつとさせていただきます。

令和3年3月

芳賀町長 見目 匡

目次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の根拠法令.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間	4
5 日常生活圏域の設定.....	4
6 計画の策定体制.....	5
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	7
1 高齢者の人口・世帯の現状	7
2 高齢者向けサービス等の利用状況.....	11
3 介護保険の利用状況.....	14
4 アンケート調査結果から見る現状と課題	15
第3章 計画の基本理念及び施策の展開.....	27
1 計画の基本理念.....	27
2 計画の方向性	27
3 計画の重点課題.....	28
4 基本目標.....	30
5 施策の体系	31
第4章 高齢者保健福祉計画 施策の展開.....	33
1 高齢者の健康づくり.....	33
2 とともに支え合い、自分らしく暮らせる地域づくり.....	37
3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	40
第5章 介護保険事業計画	45
1 介護サービスと保険給付	45
2 介護サービスの基盤整備と質的向上	46
3 介護サービスの充実	50
第6章 地域支援事業	61
1 介護予防・生活支援サービス事業.....	62
2 包括的支援事業	67
3 任意事業.....	72
第7章 介護保険制度の円滑な運営.....	73
1 介護給付適正化事業	73
2 円滑な事業運営の推進支援.....	74
第8章 介護保険事業費の見込み.....	77
第9章 計画の推進体制と進捗評価	85
1 推進体制の整備.....	85
2 芳賀町高齢者総合福祉計画策定委員会の運営	85
3 計画の進行管理.....	86

資料編	87
1 高齢者総合福祉計画策定委員会設置要領.....	87
2 高齢者総合福祉計画策定委員会委員名簿.....	89
3 高齢者総合保健福祉計画策定経緯	89

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景・趣旨

日本は、2025年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり「5人に1人が75歳以上」という超高齢社会が到来します。また、2040年には団塊ジュニア世代（1971～74年生まれ）が65歳以上となるため、高齢者が約4,000万人（高齢化率35.3%）になると推計されています。この影響により、医療・介護・福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れ、現役世代の負担が重くなっていくことが見込まれています。

このような状況の中、我が国においては、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域・社会を創るという「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

令和元年12月27日に厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられました。主な項目に関して下記にまとめます。

- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
- 保険者機能の強化（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）
- 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
- 認知症施策の総合的な推進
- 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

令和2年2月21日に同部会において上記意見を踏まえ計画策定の基本方針が示されました。

- 2025・2040年を見据えたサービス基盤及び人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について
- 介護予防・健康づくり施策の充実及び推進
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県及び市町村間の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

本町においては、令和2年4月1日現在で総人口は15,664人（住民基本台帳より）となっており、そのうち高齢者人口は4,940人を占め、高齢化率は31.5%と、全国を上回る高齢化率となっています。その為、現行計画の進捗及び評価を行い、上記【基本方針】を踏まえ課題を検討し、「共に支えあい、健幸*に暮らせる町・はが」という町の将来像に向け第8期計画を策定していく必要があります。

*健康で幸せ（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安全安心で豊かな生活を送れること）

2 計画の根拠法令

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく計画であり、高齢者施策に関する本格的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般が定められています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく計画であり、介護サービス量の見込みや地域支援事業の量の見込み等について明らかにしたものです。

★老人福祉計画

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定される計画で、主に要介護高齢者等の自立した生活を支援する事業ですが、当町においては、このほか保健・健康づくり、生きがい対策、生活基盤、生活環境の整備等高齢者の生活に関わる全般的な内容としています。

【老人福祉法】

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

★介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定により、厚生労働大臣の「基本指針」に則して策定するもので、要介護者等のニーズやサービス供給量などを勘案し、介護保険サービス・介護予防サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込みなどに関わる内容となっており、3年ごとに策定され、今回は第8期となります。

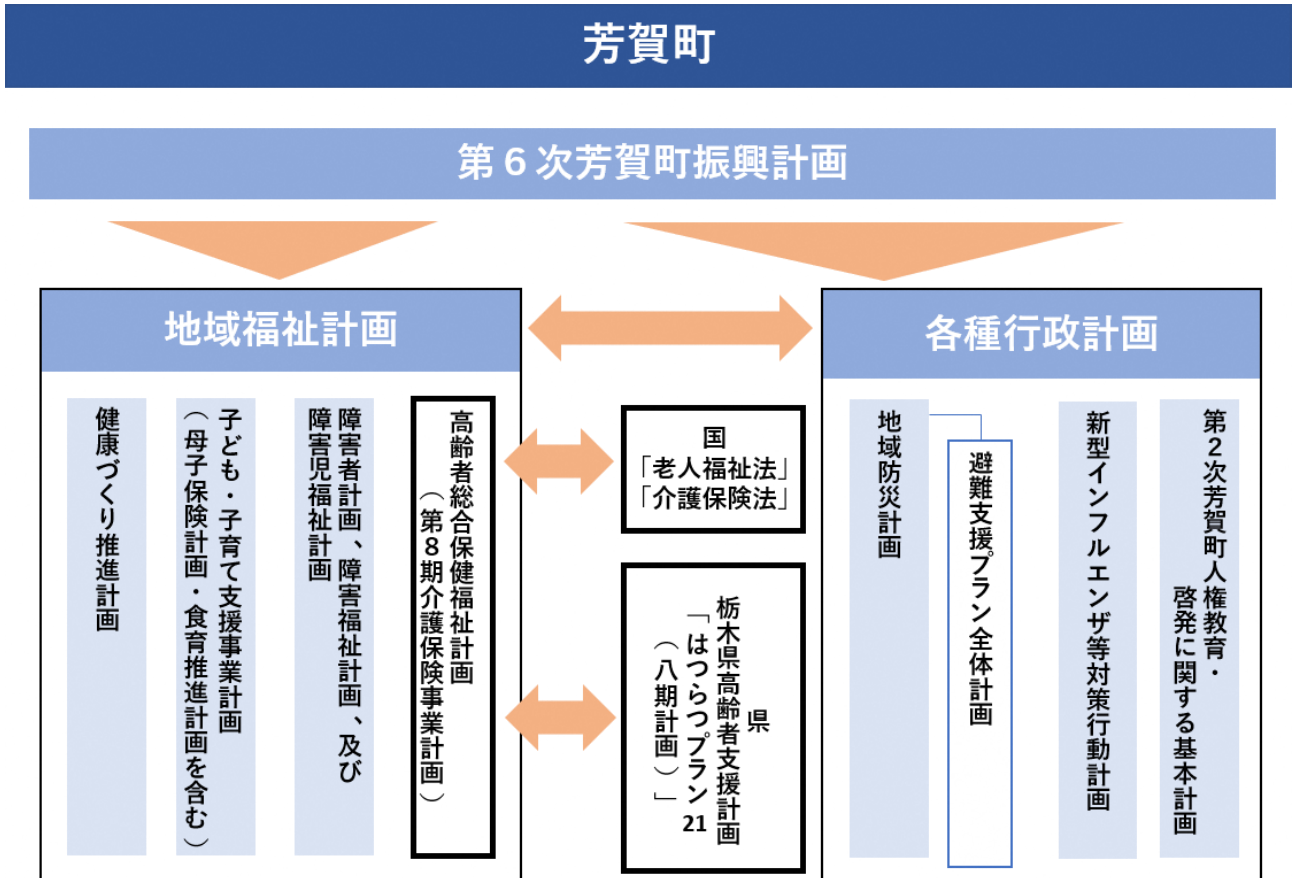
【介護保険法】

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の位置づけ

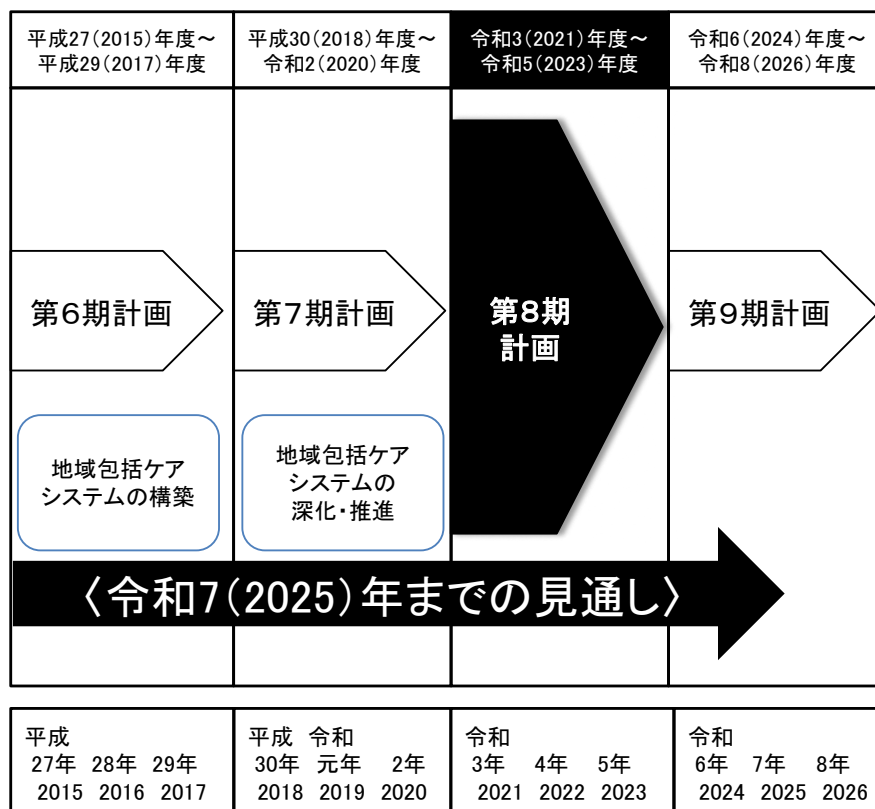
本計画は、町の最上位計画である「第6次芳賀町振興計画」の個別計画として位置づけ、国及び県が策定した関連計画、福祉系の上位計画である「高齢者総合保健福祉計画」や、新型コロナウイルス感染症対応への「芳賀町新型インフルエンザ等対策行動計画」、災害時対応での「芳賀町避難支援プラン全体計画」等、町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画です。

介護保険法第117条第1項により3年を1期として定められている介護保険事業計画にあわせて3年ごとに見直しを行い、新たな計画を策定します。



▲
団塊の世代が75歳に

5 日常生活圏域の設定

町民が日常生活を営んでいる地域として、行政区域、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域の設定をします。

日常生活圏域の設定については、地域包括支援センター設置の目安である人口2～3万人に1箇所を参考に、第7期計画に引き続き、芳賀町全体で1圏域とします。計画策定以降の日常生活圏域については、旧町村単位など各地域の状況を把握し、必要に応じて見直すこととします。

6 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の開催

本計画の策定に当たっては、有識者、町民団体等の代表、第1号及び第2号被保険者である町民、保健・医療及び福祉分野の各関係者等から構成される「芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会」において、策定内容に関する検討と計画に対する意見や要望の集約を図り、計画の審議を行いました。具体的には、本町の現状・課題の検討、計画骨子案の検討、計画素案の検討、サービス見込み量の検討等を行いました。

(2) アンケート調査の実施

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

町内にお住いの65歳以上の方を対象に、令和2年5月13日(水)～令和2年5月31日(日)までの期間に、日常の生活状況や健康状態ならびに介護保険サービス等の利用状況、また、今後の利用意向を把握するとともに、高齢者の要望や意見等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

②在宅介護実態調査

町内にお住いの65歳以上の人で要介護認定を受けた人に、認定調査員がヒアリングを行い調査しました。(現在、認定調査中)

※調査の詳細は「第2章 4 アンケート調査結果から見る現状と課題」へ記載。

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の内容に関して、策定過程における公正の確保と透明性の向上とともに、町民の町政への参画を促進することを目的として、パブリック・コメントを実施しました。

【実施の概要】

募集期間：令和3年2月15日(月)～令和3年3月19日(金)(30日間)

募集方法：窓口持参、郵送、FAX又は電子メール

公表場所：町役場、生涯学習センター、各公民館、町ホームページ

周知方法：広報・町ホームページ

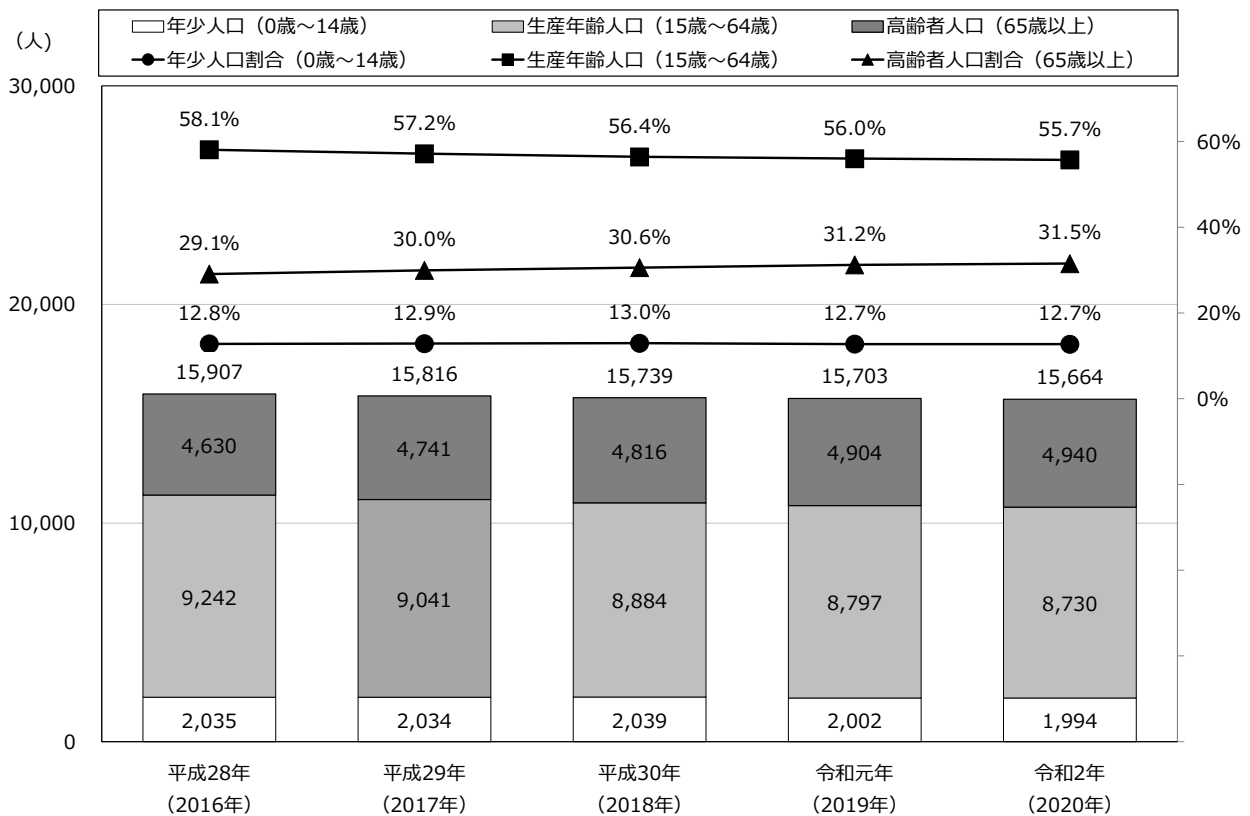
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者の人口・世帯の現状

(1) 人口の推移

①人口の推移

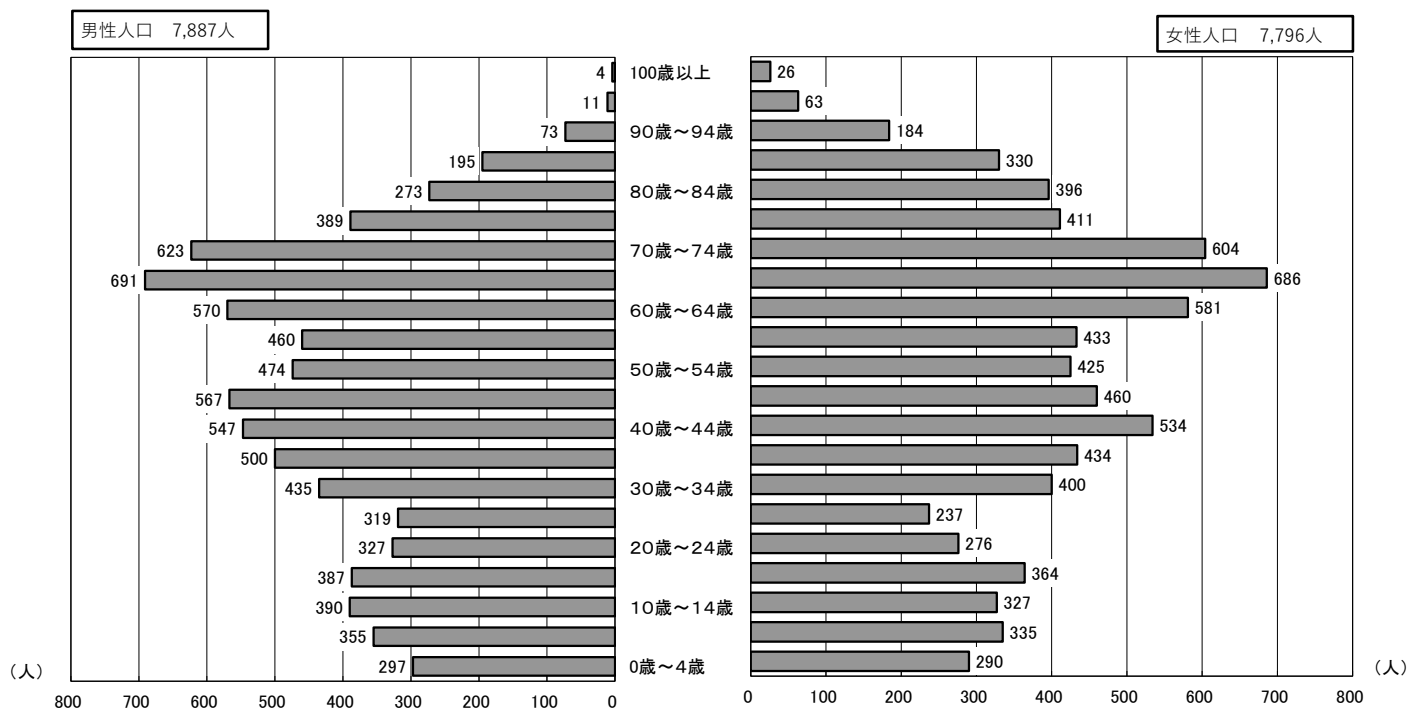
本町の生産年齢人口は減少傾向であり、高齢者人口は増加傾向で推移しています。総人口に占める高齢者の割合である高齢化率は、増加傾向で推移し、2020（令和2）年は31.5%となっています



資料：住民基本台帳（各年10月1日、令和2年4月1日）

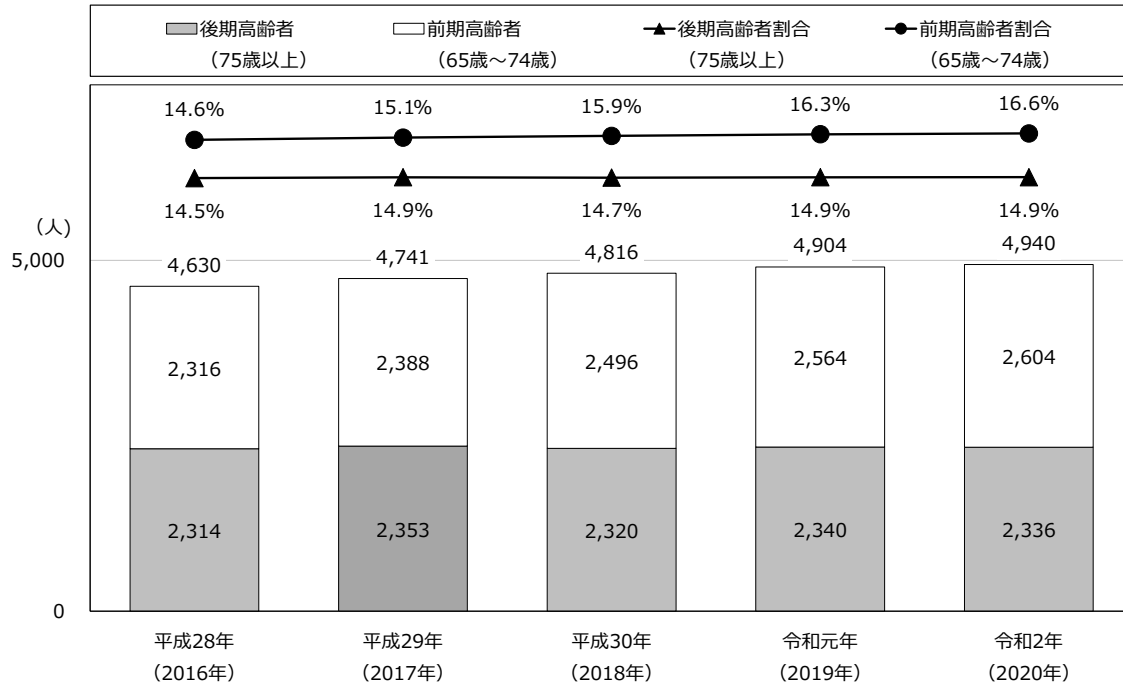
②人口の構成

本町の人口構成2020（令和2年4月1日現在）は、男性・女性共に65～69歳代、が最も多くなっています。全体をみると、60歳代、70歳代が多い壺状の形となっており、今後さらに高齢化率が高くなると見込まれます。



資料：住民基本台帳（令和2年4月1日）

(2) 高齢者人口の推移

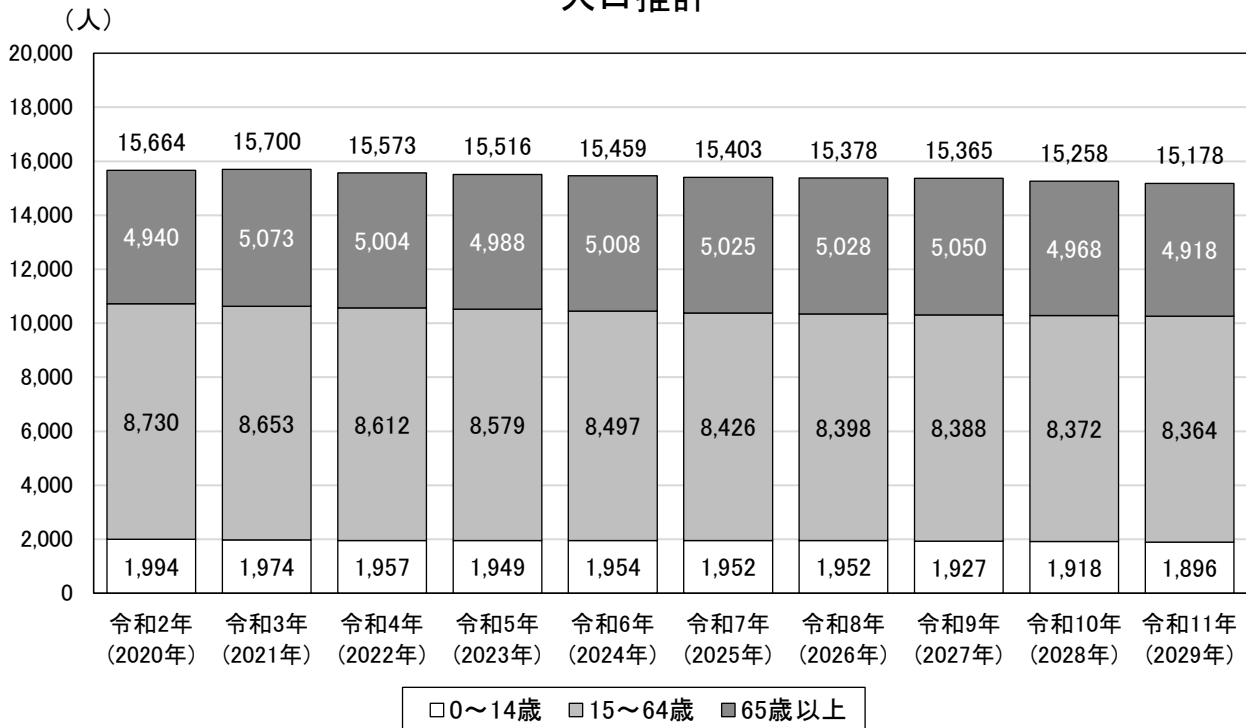


資料：住民基本台帳（各年10月1日、令和2年4月1日）

(3) 人口推計

65歳以上人口は令和4年以降、「団塊の世代」が75歳以上になる令和7年で5,025人、令和9年で5,050人と増加し以降、減少傾向となります。

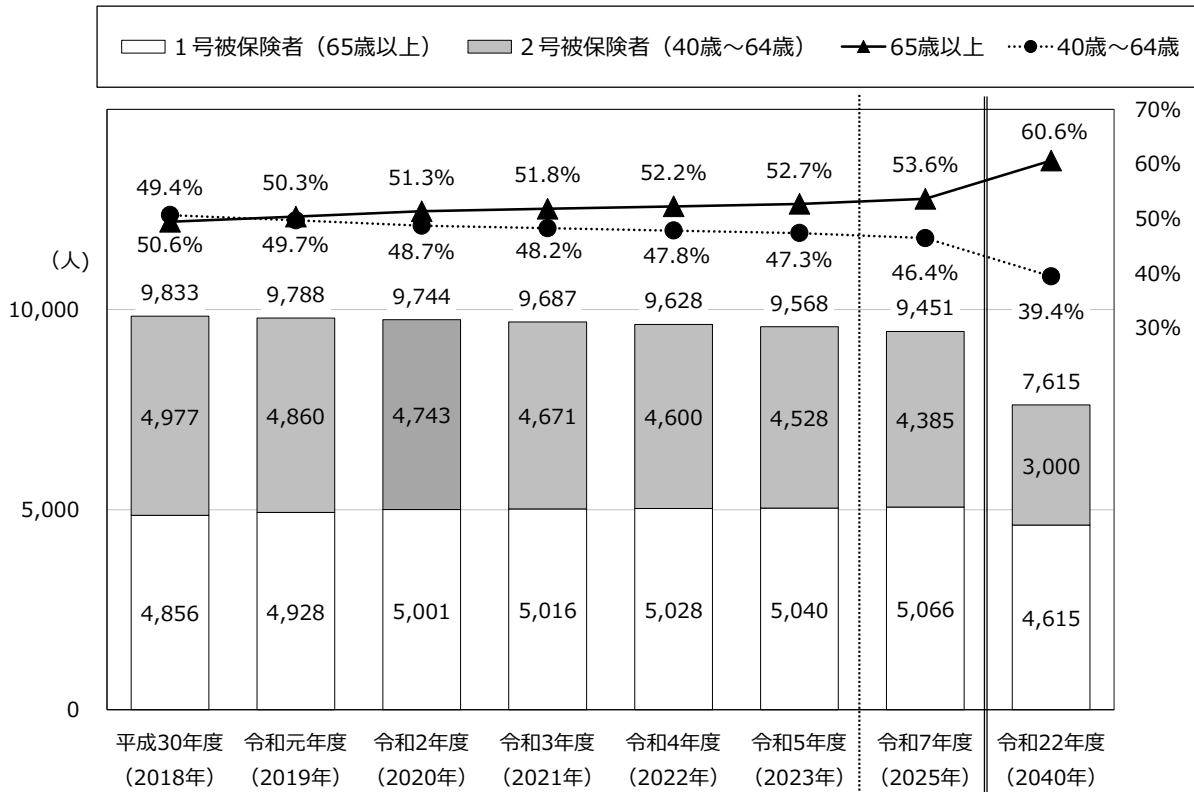
人口推計



※住民基本台帳（平成27～令和元年10月1日、令和2年4月1日よりコーホート変化率法にて推計）

(4) 第1号被保険者・第2号被保険者数の将来推計

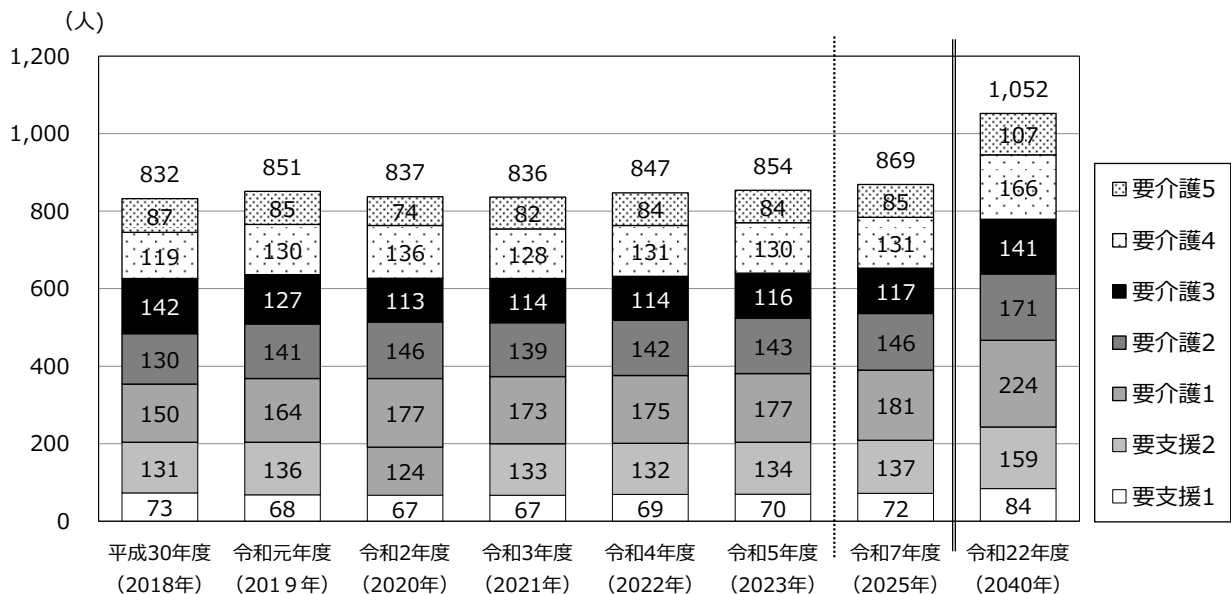
令和5年度までは第1号被保険者は増加傾向にあり、第2号被保険者は減少傾向で推移しますが、それ以降は大幅な減少で推移します。



※地域包括ケア「見える化」システムより

(5) 要支援・要介護者認定者数の推移（第2号被保険者含む）

被保険者数の減少に反し、要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移します。



※地域包括ケア「見える化」システムより

2 高齢者向けサービス等の利用状況

(1) 保健サービスの利用状況

①健康相談

■病態別健康栄養相談

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
実施回数(回)	12	12	12	12	12
延べ受講者数(人)	13	10	16	26	16

②健康診査等

■特定健康診査 対象者：40～74歳の国民健康保険加入者

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
対象者数(人)	3,623	3,492	3,492	3,435	3,375
受診者数(人)	1,877	1,895	1,684	1,701	1,716
受診率(%)	51.8	54.3	48.2	49.5	50.8

■健康診査 対象者：75歳以上

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
対象者数(人)	—	—	2,359	2,363	2,368
受診者数(人)	461	498	537	670	732
受診率(%)	—	—	22.8	28.4	30.9

■胃がん検診 対象者：40歳以上

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
対象者数(人)	5,400	5,317	5,317	5,317	5,317
受診者数(人)	1,279	1,247	2,031	2,138	2,141
受診率(%)	23.7	23.5	38.2	40.2	40.3

※がん検診対象者数は栃木県健康診査実施状況調査報告に合わせました。

■大腸がん検診 対象者：40歳以上

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
対象者数(人)	5,400	5,317	5,317	5,317	5,317
受診者数(人)	1,279	1,247	1,200	1,167	1,109
受診率(%)	23.7	23.5	22.6	21.9	20.9

※がん検診対象者数は栃木県健康診査実施状況調査報告に合わせました。

■乳がん検診 対象者：40歳以上

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
対象者数(人)	3,233	3,399	3,399	3,399	3,399
受診者数(人)	1,357	1,452	1,370	1,476	1,534
受診率(%)	42.0	42.7	40.3	43.4	45.1

※H29年度からは「五大がんの健康診査実施状況調査報告」に合わせました。

■子宮がん検診 対象者：20歳以上

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
対象者数(人)	3,741	3,561	3,561	3,561	3,561
受診者数(人)	1,096	418	876	876	425
受診率(%)	29.3	11.7	24.6	24.6	11.9

※H29年度からは「五大がんの健康診査実施状況調査報告」に合わせました。



(2) 福祉サービス等の利用状況

①シニア（老人）クラブ補助事業

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
クラブ数	14	13	13	13	11
会員数（人）	384	326	335	322	308

②シルバー人材センター運営費補助事業

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
会員数（人）	172	166	159	154	173
就業実人数（人）	133	122	121	109	124
受託件数（回）	1,313	1,268	1,190	1,191	1,145

③緊急通報装置貸与事業

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
利用実人数（人）	70	82	95	88	91

④在宅寝たきり老人及び認知症老人介護手当支給事業

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
利用実人数（人）	112	109	117	147	113

⑤在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
利用実人数（人）	22	22	32	30	23

3 介護保険の利用状況

(1) 施設・居住系サービス利用者

■施設サービス利用者数の推移・将来推計

(単位：人)

区分	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)
施設サービス利用者数	137	139	130	130	130	130	133
介護老人福祉施設	78	81	82	82	82	82	85
介護老人保健施設	49	49	37	37	37	37	37
介護医療院	0	0	0	0	0	0	11
介護療養型医療施設	10	9	11	11	11	11	0

■居住系サービス利用者数の推移・将来推計

(単位：人)

区分	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)
居住系サービス利用者数 (介護)	49	47	47	47	47	47	47
認知症対応型共同生活介護	19	18	19	19	19	19	19
特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	30	29	29	29	29	29	29
居住系サービス利用者数 (予防)	4	3	2	2	2	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	4	3	2	2	2	2	2

※地域包括ケア「見える化」システムより

4 アンケート調査結果から見る現状と課題

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は芳賀町高齢者総合保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）の策定に向けて、町内65歳以上の高齢者及び要支援、要介護認定者の現状を把握し、計画の基礎資料とするために実施したものです。

② 調査の実施期間

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	令和2年5月13日(水)～5月31日(日)
在宅介護実態調査	令和2年介護認定調査時に実施

③ 実施方法

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	町内にお住いの65歳以上の方の中から無作為に抽出し、郵送による配布・回収
在宅介護実態調査	認定調査員による聞き取り調査

④ 調査対象者及び回収率等

種別	対象者	回収数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	600	453	453	75.5%
在宅介護実態調査	在宅で生活している高齢者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」に基づく認定調査を受けた人	19	19	100.0%

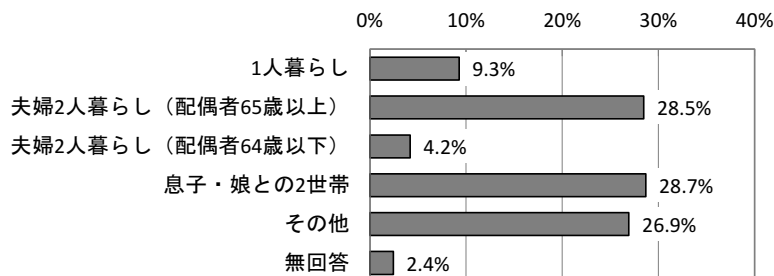
⑤ 報告書を見る際の注意事項

- 図表中の「n」は、設問への回答数を示しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点第1位までを表示しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- 複数回答形式の設問については、その設問の回答者数を基数として比率を算出しています。したがって、すべての回答比率が100%を超えることがあります。
- 選択肢の語句が長い場合、本文や図表中では省略した表現を用いている場合があります。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

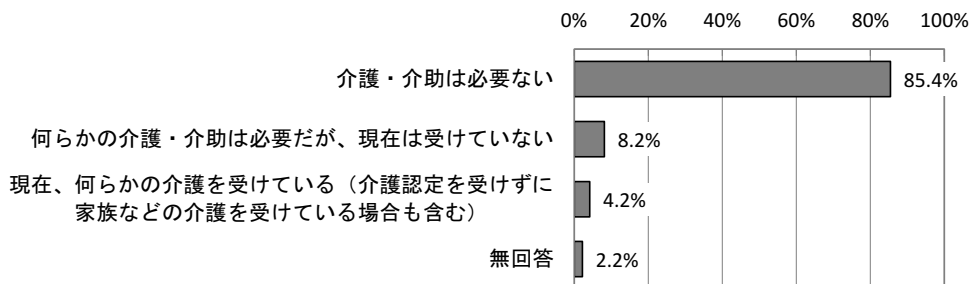
①家族構成をお教えてください。

「息子・娘との2世帯」が28.7%と最も多く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が28.5%、「その他」が26.9%となっています。



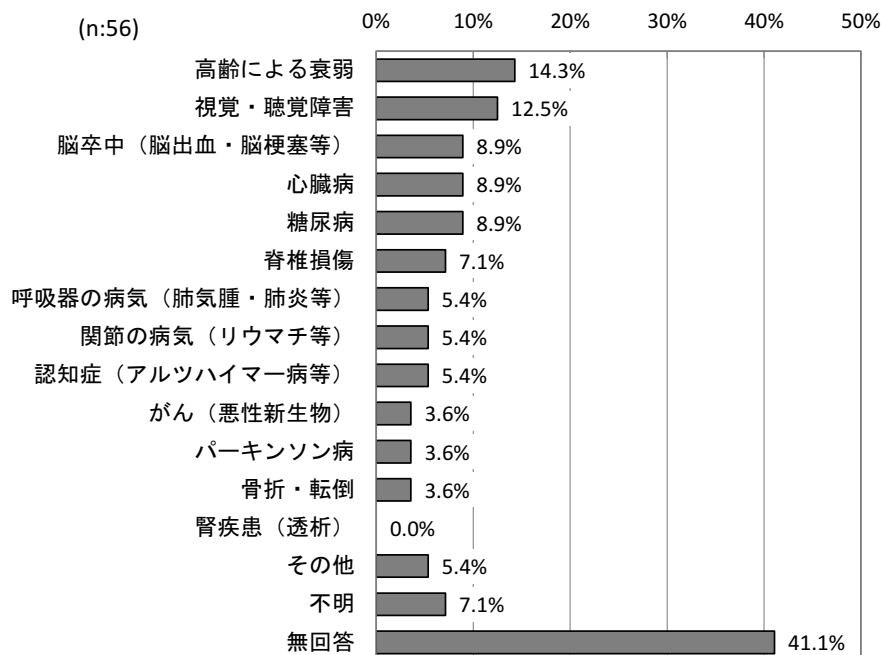
②あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。

「介護・介助は必要ない」が85.4%と最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が8.2%、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」が4.2%となっています。



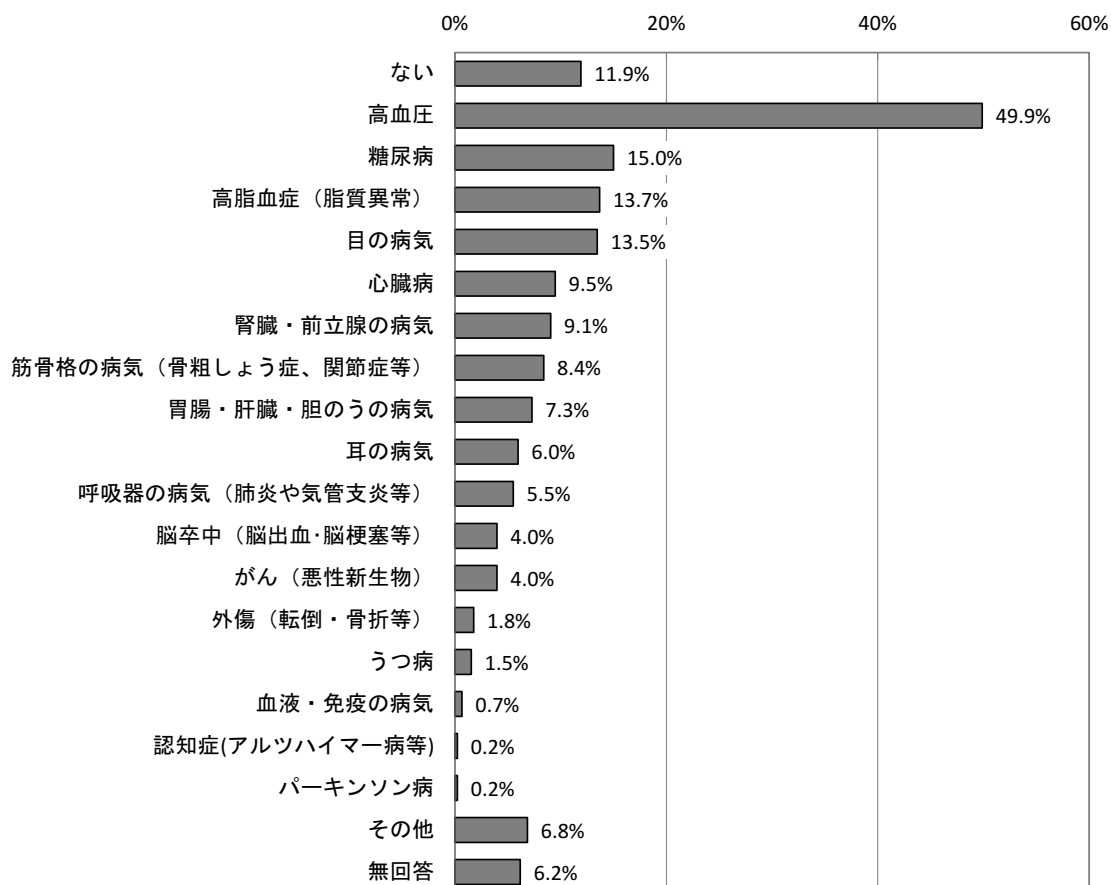
③介護・介助が必要になった主な原因はなんですか。(いくつでも)

「高齢による衰弱」が14.3%と最も多く、次いで「視覚・聴覚障害」が12.5%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」、「心臓病」、「糖尿病」が8.9%となっています。



④現在治療中、または後遺症のある病気はありますか。(いくつでも)

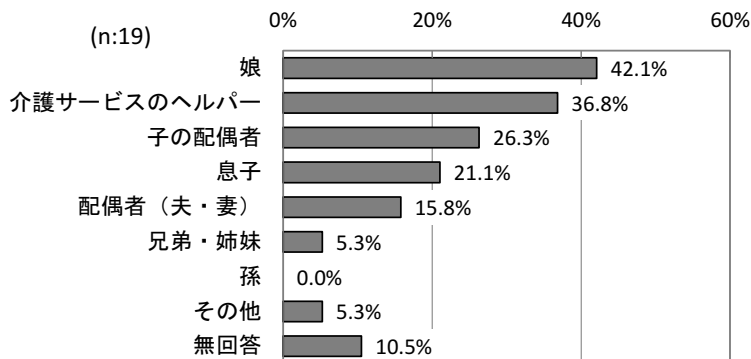
「高血圧」が49.9%と最も多く、次いで「糖尿病」が15.0%、「高脂血症（脂質異常）」が13.7%と、いわゆる生活習慣病の割合が高くなっています。



現在、何らかの介護を受けている方(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)方

⑤主にどなたの介護、介助を受けていますか。

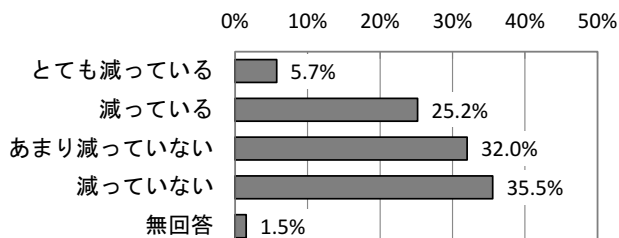
「娘」が42.1%と最も多く、次いで「介護サービスのヘルパー」が36.8%、「子の配偶者」が26.3%となっています。



※「子の配偶者」は嫁がほとんどと思われるため、依然として女性に介護負担が集中していることが見て取れます。

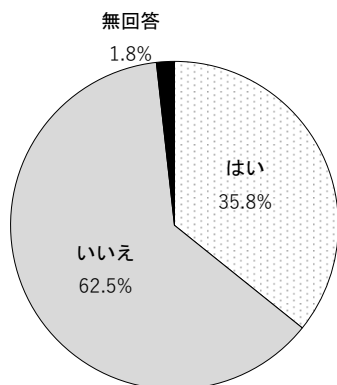
⑥-1 現昨年と比べて外出の回数が減っていますか。

「減っていない」が35.5%と最も多く、次いで「あまり減っていない」が32.0%、「減っている」が25.2%となっています。



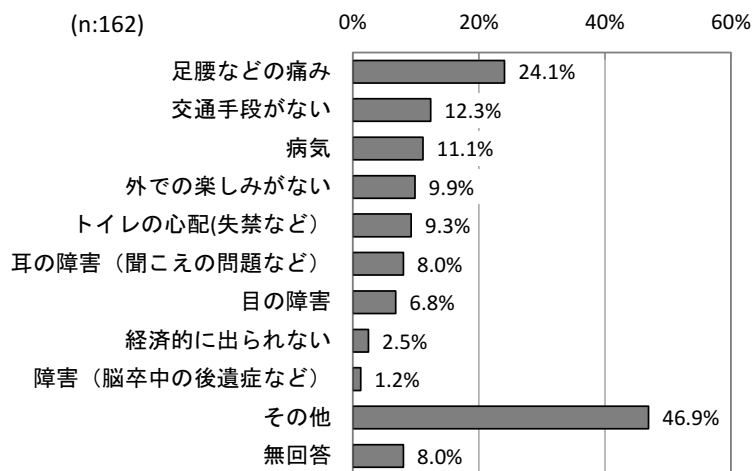
⑥-2 外出を控えていますか

「いいえ」が62.5%、「はい」が35.8%となっています。



⑥-3 外出を控えている理由はなんですか。

「その他」が46.9%と最も多く、次いで「足腰などの痛み」が24.1%、「交通手段がない」が12.3%となっています。

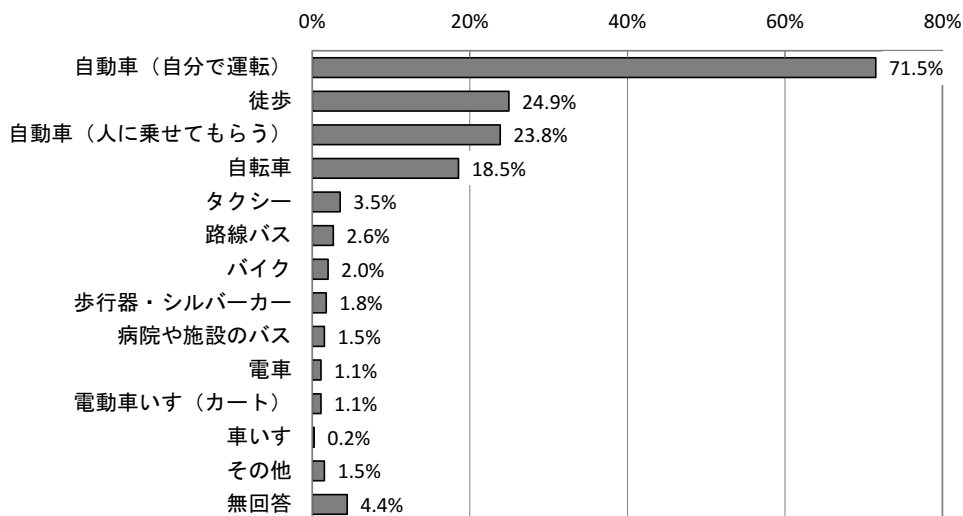


※「その他」が最多となっていますが、アンケート調査期間が5月のため、「その他」と回答された方76人中、66人が新型コロナウイルスが原因と回答しています。

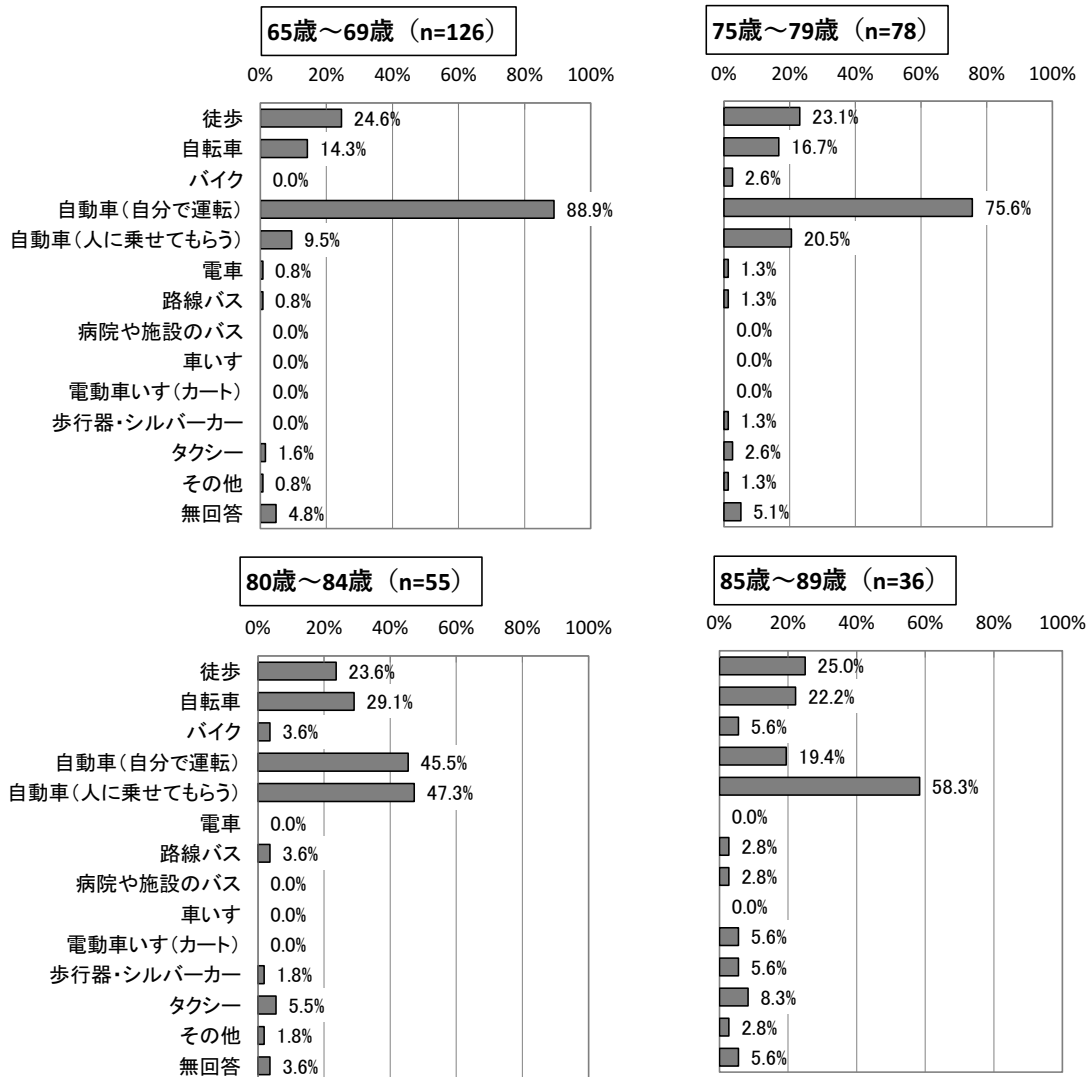


⑦外出する際の移動手段は何ですか。(いくつでも)

「自動車（自分で運転）」が71.5%と最も多く、次いで「徒歩」が24.9%、「自動車（人に乗せてもらう）」が23.8%となっています。



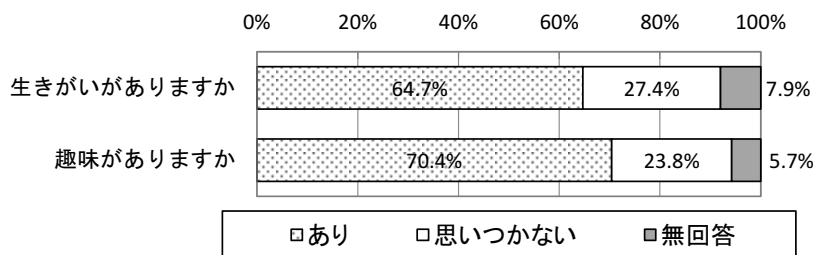
■年代別の状況



※移動手段としては自動車への依存割合が高く、80歳以上の方でも半数近くの方が自分で運転しています。

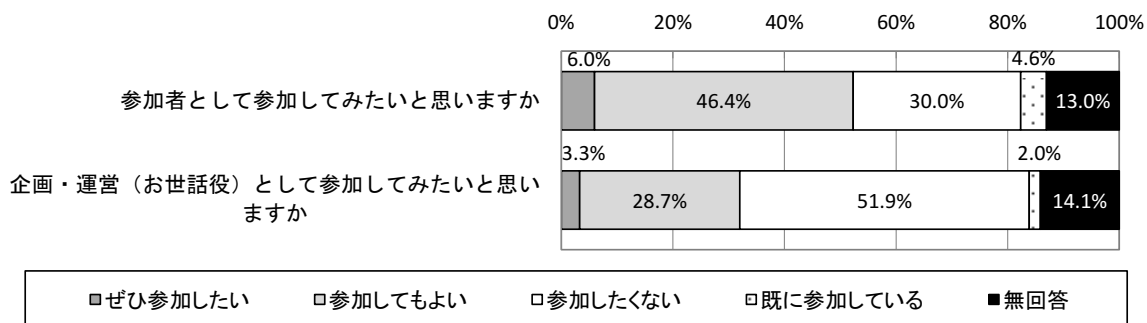
⑧趣味や生きがいはありますか。

「趣味あり」が70.4%、「思いつかない」が23.8%となっています。
 「生きがいあり」が64.7%、「思いつかない」が27.4%となっています。



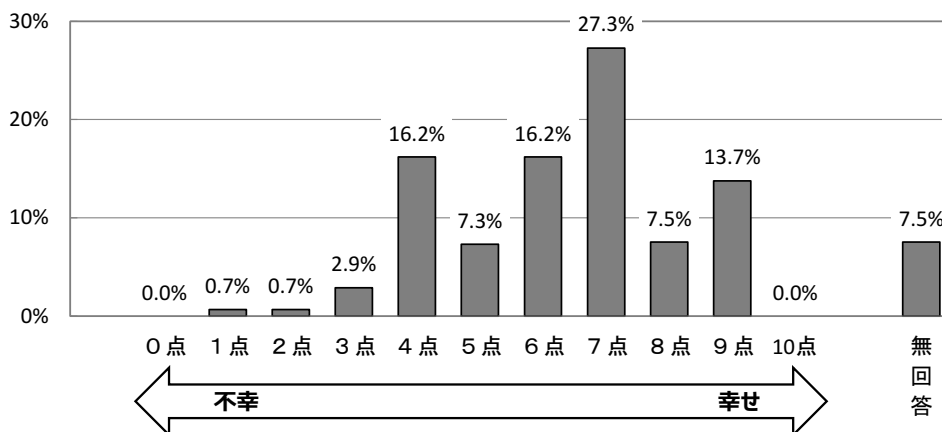
⑨地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。また、その活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。

半数近くの方が参加を希望し、3割強の方は企画・運営側として参加したいとの結果が出ています。



⑩あなたは、現在どの程度幸せですか。（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として）

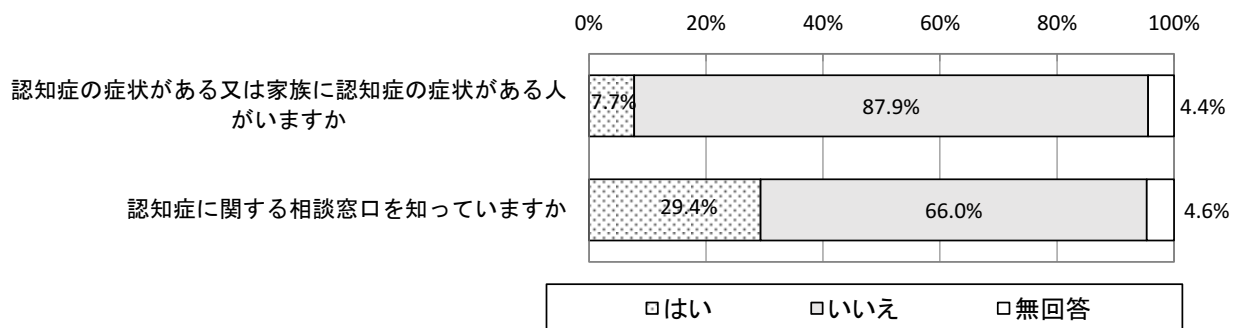
「7点」が27.3%と最も多く、次いで「4点」が16.2%、「6点」が16.2%となっています。



※6点以上が64.7%となっています。

⑪ 認知症にかかる相談窓口の把握について

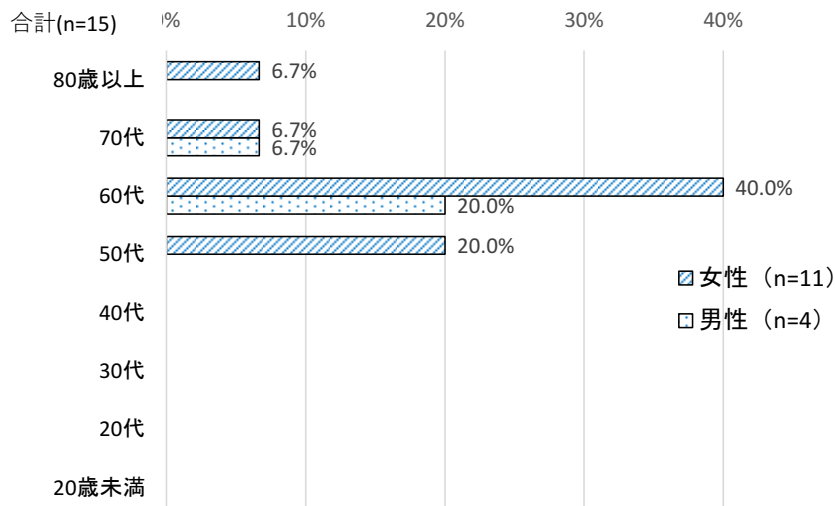
- 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか。
「いいえ」が87.9%、「はい」が7.7%となっています。
- 認知症に関する相談窓口を知っていますか。
「いいえ」が66.0%、「はい」が29.4%となっています。



(3) 在宅介護実態調査

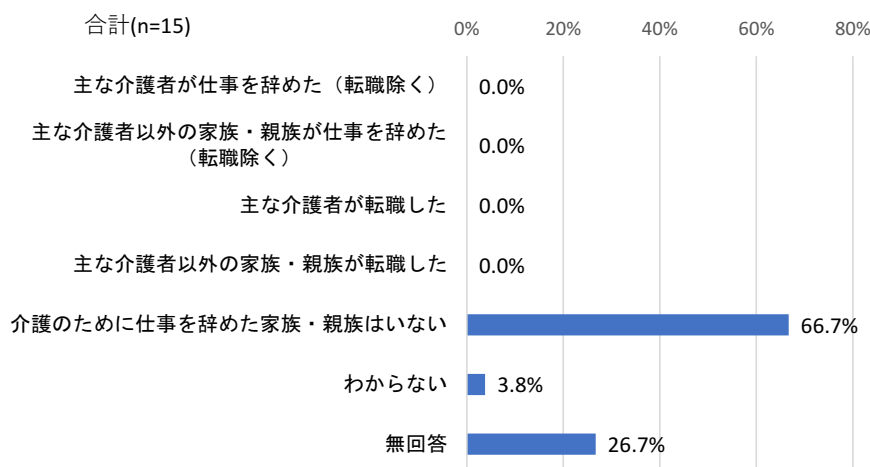
以下「自動集計分析ソフト」(厚生労働省)による集計結果です。

①主な介護者の方の性別と年齢(家族や親族の方からの介護のある方)

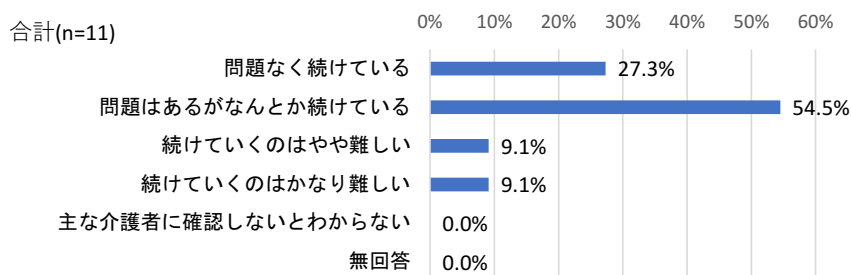


※介護の担い手としては、依然として高齢の女性が半数近く占めているのが見て取れます。

②介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方



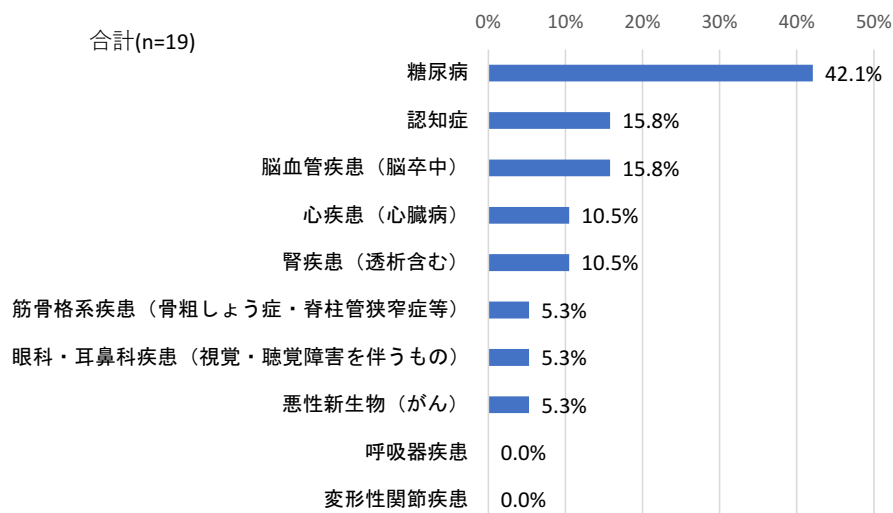
③フルタイム、又はパートタイムで働いている介護者の方へ、今後も介護を続けていけるか



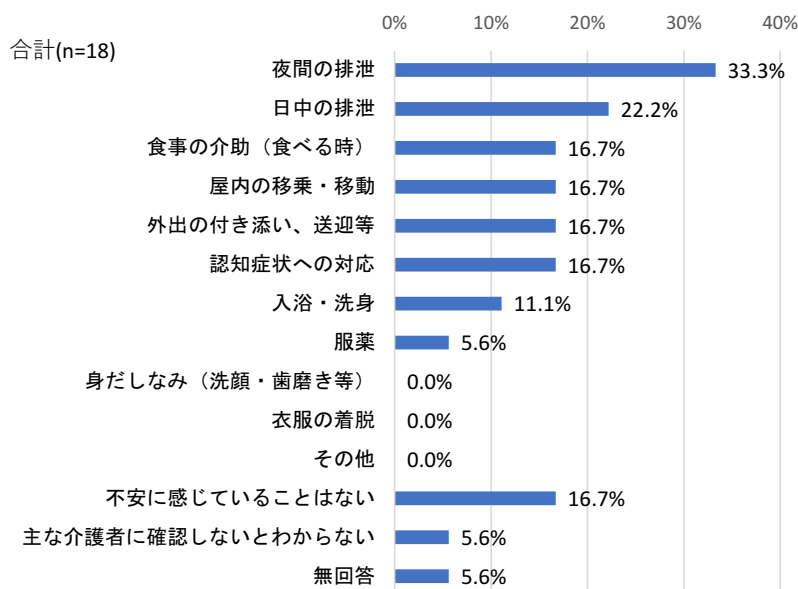
※介護に従事している就業者の7割強が、問題を抱えながら働いています。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

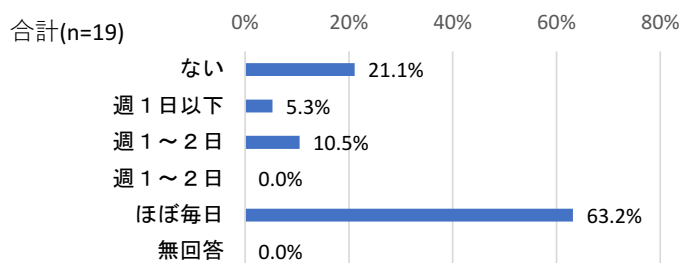
④本人（要介護認定者）が抱えている傷病（複数回答：上位10件）



⑤介護者の方が不安を感じる介護等（複数回答：上位10件）



⑥家族による介護の頻度



※ほぼ毎日の介護が6割以上であり、夜間・日中の排泄といった重度の介護が多数となっており、家族への重い負担が見られます。

(4) アンケート調査結果による現状と課題

①高齢者の健康と疾病状況

ニーズ調査結果をみると、介護・介助が必要になった原因としては高齢による衰弱、視覚・聴覚障害に次いで、脳卒中、心臓病及び糖尿病が上位を占めています。また、現在治療中や後遺症のある病気として高血圧、糖尿病、高脂血症が高い割合を示しています。

生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を目標とし、多くの高齢者が元気で活動的な生活を送れるまちづくりが必要となっています。

②認知症高齢者への対策

高齢化率は年々上昇しており、令和元年10月では31.2%と国の高齢化率28.4%を大きく上回っています。高齢化の上昇に伴い、認知症高齢者数の増加が懸念されるなか、認知症に関する多岐にわたる取組みが必要となってきます。

ニーズ調査結果をみると、認知症に関する相談窓口を知っていると回答した人は概ね3割程度ということが分かりました。

在宅介護実態調査においても、要介護者本人の傷病としては認知症が多く、介護者が不安を感じる介護についても、認知症への対応が多くなっています。

今後は、認知症予防の取組を強化していくことや、早期発見・早期対応の体制強化に努めることや、認知症地域支援推進員による周知活動、チームオレンジの活動を推進し、地域住民による包括的な見守りネットワークを充実させていくことが必要です。

また、成年後見制度等の利用促進を図っていくために、地域包括支援センター等を通して幅広く町民に周知していくことが大切です。

③高齢者の社会参加による生きがいづくり

ニーズ調査結果をみると、地域の健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向は5割以上、その活動の企画・運営への参加意向も3割近くとなっています。

また、趣味はありますかに対し、70.4%の方がありと答え、生きがいはありますかに対し64.7%の方がありの回答となっています。

誰かと会って話をしたり、趣味を分かち合ったり、特技を活かした活動に取り組むことは、生きがいを感じる大切な要素です。誰もが充実した生活を送っていける地域社会にするためには、一人ひとりが協力しあっていくことや、高齢者が気軽に参加でき、活動できる機会と場の充実を図っていく事が重要です。

ただ、今回の調査においては、新型コロナウイルス感染期と重なり、高齢者で昨年と比べ、外出を控えている方は35.8%に上っている状況です。今後もこの傾向は続くと思われるが、感染防止策を徹底し、新しい生活様式のもと高齢者の社会参加を進めていくことが重要です。

また、収入のある仕事を週1回以上している高齢者も2割強を占め、支援が必要な高齢者のニーズと支援者となる高齢者をつなぐ仕組みづくりが必要です。

④介護者を支える仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活していくためには、介護者を支える仕組みづくりが重要です。

在宅介護実態調査では、介護の頻度がほぼ毎日と回答した人は63.2%となっています。また、主な介護者としては50歳代、60歳代の女性が全体の6割を占め、依然として高齢の女性に負担がかかっています。介護者が不安に感じる介護についても、夜間・日中の排泄に続き、認知症状への対応と重度の介護が多数を占めています。

7割強の方が、介護の問題を抱えながら働いており、国が推進する「介護離職ゼロ」を図るべく、本町においても介護に関する情報提供体制の整備や、介護者の負担を軽減するための取組を充実していく必要があります。

また、厚生労働省の「介護人材にかかる需給推計」によると、2025年の需要見込み253万人に対し、供給見込みは215.2万人となり、37.7万人の需給ギャップが生じると推計されます。そのため、介護現場におけるITやICT（※）を活用した業務改善、介護ロボットの導入、処遇改善や元気な高齢者の活用、職場のイメージアップ等の介護人材確保の取組を進める必要があります。

※ICTとは、「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。ICTはIT（情報技術）にコミュニケーションの要素を含めたものです。



第3章 計画の基本理念及び施策の展開

1 計画の基本理念

基本理念

安心と健康を地域が支える福祉のまちをめざして

本町では、上位計画である振興計画の将来像の実現とともに、高齢者の視点に立った高齢者福祉施策を推進するため、本計画の基本方針を第7期から継承し、住み慣れた地域にいつまでも健やかに安心して住み続けられるまちづくりの実現を目指し、高齢者福祉の推進に取り組むとともに、介護保険制度が長期的に安定して継続・存続できるための必要な取組を推進していきます。

また、本町では、基本理念を基本的な考えとして、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、この計画を推進するための基本方針と4つの基本目標を定めました。

2 計画の方向性

第8期計画の方向性については、社会保障審議会介護保険部会（令和2年7月27日）において基本指針（案）が示されており、各施策の重視すべき点に留意しつつ、これまで推進してきた地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

【第8期計画の概要】

- ①介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
→一般介護予防事業の推進
- ②保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）
→地域支援事業の推進・強化
- ③地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
→在宅医療・介護連携の推進・強化
→2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ④認知症「共生」「予防」の推進 →認知症施策推進大綱を踏まえた施策の推進
- ⑤持続可能な制度の再構築・介護現場の革新 →介護職員の処遇改善、業務効率化
- ⑥その他 →近年の状況を踏まえ、災害や感染症対策に係る体制整備

3 計画の重点課題

本計画は高齢者が地域で自立した生活を営み、健康で生きがいを持って日々を暮らしていけるよう町民、事業者、団体、町等がそれぞれの立場で手を携えて高齢者を支え、見守っていく環境づくりに取り組みます。

(1) 地域包括ケアシステムの更なる発展と強化

第5期計画から行っている医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを連携して要介護者等への包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」について、発展・強化させるため、医療介護連携、在宅医療連携拠点の機能や認知症への早期対応などの取組みを本格化していきます。

また、災害時の対応や新型コロナウイルスなどの感染症対策に対する取組みを強化していきます。

(2) 介護サービス施設の質的向上と介護人材確保及び業務効率化

高齢者が介護を要する状態になっても、本人の希望で、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう居宅サービスの充実を図ります。

また、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保と介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用や元気な高齢者の参入による業務改善など、介護現場の改善に取り組みます。

(3) 生活支援及び介護予防の充実

多くの町民が元気で充実した高齢期を過ごすことができるようにするため、だれもが生きがいをもち、要介護状態にならない（健康寿命の延伸）まちづくりが求められています。

本町は地域支援事業や医療・保健・福祉に関するサービスを通して介護予防に努めるとともに、介護事業者、NPOや民間企業、住民ボランティア等による多様な生活支援サービスの提供体制を整備し、高齢者が自覚をもって、元気なころから健康づくりや生活習慣病の予防に取り組むよう努めていきます。

(4) 認知症への対応

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指します。

そのために、認知症についての正しい理解の普及・啓発を促進するとともに、介護保険サービス、介護保険外のサービス、そして地域のボランティア等によるインフォーマルサービスを含めた総合的な支援体制の整備を図る必要があります。

また、今後さらに認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度の普及促進や成年後見人の育成及び活用など、高齢者の権利擁護施策や支援を充実する必要があります。

(5) 高齢者自身の活動

明るく活力に満ちた超高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で、自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていくような社会づくりが必要です。そのためには、活動的で生きがいに満ちた生活を送ることを目標とし高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、健康づくり活動や趣味等のグループ活動をはじめ、様々な社会活動へ参加するとともに、地域づくりの担い手として活躍できるよう支援する必要があります。

(6) 災害時の対応や感染症対策

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業者等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施と災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備に取り組んでいきます。

また、本町では避難支援プランを策定し、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、誰が支援してどこへ避難させるかの対応にも取り組んでいく必要があります。

4 基本目標

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、第7期計画の目標を継承しつつ、介護保険制度改正に適切に対応するため、以下の4つの基本目標を掲げました。

基本目標1 高齢者の健康づくり

健康づくりや介護予防を推進し、健康寿命の延伸を目指し、高齢者がいつまでも健やかに過ごせるよう、高齢者の健康づくりや疾病予防にかかる事業を推進します。

基本目標2 ともに支え合い、自分らしく暮らせる地域づくり

これからの高齢者は「地域を支える高齢者」として活躍することが期待されます。そのため、就労、生涯学習や地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図ります。

基本目標3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

老人福祉施設などの社会資源の整備に努めるとともに、高齢者の外出支援を図ります。さらに、自宅から目的地へ自由に外出できるよう、公共交通機関等の拡充、町内公共施設、道路等のバリアフリー化を推進します。

基本目標4 介護保険制度の適切な運用

地域支援事業の充実をとおり、介護予防マネジメントによる高齢者一人ひとりの状態にあった介護予防サービスの提供や地域包括ケアによる認知症対策、高齢者の包括的な支援体制の強化を図ります。

また、誰もが安心して制度を利用できるよう、認定や給付の公正化・適正化に努め、介護保険制度の円滑な運用を図ります。

※ 「基本目標4」は、「第5章 介護保険事業計画」全体に相当。

5 施策の体系

基本理念

安心と健康を地域が支える福祉のまちをめざして

基本方針 2025年を見据えた目標 ～地域包括ケアシステムの深化・推進～

第4章 高齢者福祉計画

基本目標1 高齢者の健康づくり

具体的施策

1. 疾病予防事業の充実
2. 高齢者保健事業の充実

基本目標2 とともに支え合い、自分らしく暮らせる地域づくり

具体的施策

1. 高齢者の積極的な社会参加
2. 生きがい促進の拠点施設
3. 生きがい支援の推進

基本目標3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

具体的施策

1. 生活環境の支援
2. 日常生活の支援

第5章 介護保険事業計画

基本目標4 介護保険制度の適切な運用

具体的施策

1. 介護保険制度について
2. 介護保険事業
3. 地域支援事業
4. 第7期介護保険事業の見直し
5. 介護保険制度の円滑な運営

第4章 高齢者保健福祉計画 施策の展開

1 高齢者の健康づくり

(1) 疾病予防事業の充実

健康づくりや介護予防を推進し、健康寿命の延伸を目指し、高齢者がいつまでも健やかに過ごせるよう、高齢者の健康づくりや疾病予防にかかる事業を推進します。

① 特定健康診査・特定保健指導 【健康福祉課】

施策内容	<p>内臓脂肪の蓄積に着目した検診を行い、その結果リスクの重複がある対象者に対し、専門職が早期に介入し、生活習慣の改善につながる保健指導を行います。特定健診は、総合検診と人間ドック・脳ドックの一部医療機関で実施しております。</p> <p>また、特定保健指導は、積極的支援と動機付け支援を行っています。</p>
取組状況、実績等	<p>【令和元年度】</p> <p>総合検診 19 日間実施、特定健診受診率 51.8%</p> <p>特定保健指導実施率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的支援 27.7% ・動機付け支援 57.4%
課題・今後の方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・総合検診については、H30 年度から WEB 健診予約システムを導入しました。また、土日開催や女性限定の日などを設け、受診しやすい日程の設定をしています。今後はさらに検診日を増やし、受診率増加を図っていきます。 ・特定保健指導については、個別指導により対象者に具体的な指導を実施することで、実施率の増加につながっています。40～50 代の比較的若い世代の参加が少なく、この世代の参加増を図っていくことが課題となっています。

②後期高齢者健診 【健康福祉課】

施策内容	
後期高齢者健康診査は、後期高齢者の生活習慣病の早期発見と重症化予防のため、栃木県後期高齢者医療広域連合の委託をうけ、総合検診の中で実施しています。	
取組状況、実績等	
【令和元年度】 総合検診 19 日間 健康診査受診率 30.9% 後期高齢者健康診査個別健診（9 月～11 月）H30 年度から実施 ・受診率 H30 4.9%、R1 6.9%	
課題・今後の方針等	
個別健診については、H30 年度から導入し、指定医療機関で受診できます。受診者の 6 割以上が要医療の判定であり、そのほとんどがすでに医療機関を受診しているという状況です。	

③がん検診 【健康福祉課】

施策内容	
がん検診は、がんの早期発見、早期治療のために、総合検診及びがんセンター検診、子宮がん施設検診において実施しています。女性のがん検診受診率向上のため総合検診のうち、1 回は女性のみの日を設けています。	
取組状況、実績等	
【令和元年度】 総合検診 19 日間 総合検診受診率（胃 20.8%、肺 46.7%、大腸 40.1%、子宮 10.6%、乳 44.8%）	
課題・今後の方針等	
子宮がん施設検診については、毎年 1 ケ所ずつ指定医療機関を増やし、現在は 4 医療機関となっています。今後も指定医療機関を増やしていく予定です。	

④歯周疾患検診 【健康福祉課】

施策内容	
歯周病の予防・治療を目的に、成人から高齢者の人を対象に町内 7 歯科医院で実施しています。	
取組状況、実績等	
【令和元年度】 受診者数 69 人（異常なし 6 人、要指導 12 人、要指導・要精検 51 人） H29 年度から対象者を 30～70 歳に拡大。	
課題・今後の方針等	
R2 年度から対象者を 30 歳～76 歳に拡大し、R3 年度からは、30 歳から 80 歳に拡大予定です。受診率は横ばいであることから、今後は町外でも受診できるよう検討していく必要があります。	

⑤感染症予防の推進 【健康福祉課】

施策内容	インフルエンザ及び肺炎球菌による肺炎予防のために、ワクチン接種の実施及び感染症予防対策の推進、啓発活動を行います。
取組状況、実績等	<p>【令和元年度】</p> <p>接種率</p> <p>・高齢者インフルエンザ 61.6%、高齢者肺炎球菌 27.2%</p> <p>H26年10月から肺炎球菌は定期接種となり、経過措置は、H31からR5年度までの5年間に延長されました。</p>
課題・今後の方針等	<p>R6年度以降は、その年度に65歳になる人のみ対象となります。定期接種対象者には個別通知による勧奨をしていきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の感染症対策は、高齢者や基礎疾患を持つ方の命に関わる重要な問題となっています。マスク着用、手指消毒の徹底や三密回避等の感染症予防対策をPRしていきます。</p>

(2) 高齢者保健事業の充実

①健康相談 【健康福祉課】

施策内容	一般健康相談の他、病態別栄養相談、こころの相談等を実施しています。
取組状況、実績等	<p>【令和元年度】</p> <p>病態別栄養相談 相談延人数 16人</p> <p>こころの相談 相談延人数 74人</p>
課題・今後の方針等	R2年度から町の保健室を毎週月曜・木曜に開催し、健康相談や各種測定を行っています。

②訪問指導 【健康福祉課】

施策内容	各種健康診査の結果や、心身の健康に関して訪問指導が必要な方に対し、保健師が家庭を訪問し、必要な指導を行っています。
取組状況、実績等	総合検診の結果、至急精密検査が必要な人は、保健師が訪問し、受診勧奨等を実施し、その他、希望により訪問指導を実施しています。
課題・今後の方針等	健診結果により検査等、受診が必要な人には、保健師による訪問指導の実施を推進していきます。

第4章 高齢者保健福祉計画 施策の展開

③健康教育 【健康福祉課】

施策内容	
	生活習慣病の予防やその他健康に関する正しい知識の普及を図るために、食生活改善推進活動としての栄養教室や運動に関する教室、イベント等を通して健康教育を実施しています。
取組状況、実績等	
	食生活改善推進員活動状況 446回 ウォーキングイベント参加者数 H30年度 135人、R1は新型コロナウイルス感染防止のため中止。
課題・今後の方針等	
	食生活改善推進員による栄養教室は、地区毎にテーマや対象を決めて実施していますが、集客や若い世代の参加率が低いことが課題となっています。今後、若い世代へのPRを積極的に行っていきます。

2 ともに支え合い、自分らしく暮らせる地域づくり

これからの高齢者は「地域を支える高齢者」として活躍することが期待されます。そのため、就労、生涯学習や地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図ります。

(1) 高齢者の積極的な社会参加

①シニアクラブの活性化 【健康福祉課】

施策内容	<p>単位クラブ相互で連携調整を図り、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり等活動を展開しています。本町では、高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢期を心豊かに暮らしていくことができるよう活動支援をし、社会福祉協議会が事務局である芳賀町シニアクラブ連合会との連携により、各クラブの活動支援を行っています。</p>
取組状況、実績等	<p>令和元年度には 11 クラブ／308 人とクラブ数、会員数も減少したが、大字単位での統合や、年度途中での新クラブ設立の動きもあり、令和2年度には 1 クラブ増えて 12 クラブ／360 人に増加しました。</p>
課題・今後の方針等	<p>クラブ数、会員数が減少してきた中、新規クラブ設立やクラブの統合により、比較的若い世代の方がシニアクラブに参加し始めている地域が出てきています。今後も比較的若い60代の方々が加入されるよう、芳賀町シニアクラブ連合会と連携して、組織強化を図っていきます。</p>

②

高齢者の生涯学習 【生涯学習課／健康福祉課】

施策内容	<p>今日の少子高齢化、情報化、国際化などに対応し、高齢者の趣味や活動内容も幅広くなり、人生90年時代を迎え、余暇時間の増大や健康への関心が高まっています。高齢者の学習ニーズに対応する学習講座の開設など環境づくりに努めています。</p> <p>また、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会との連携による栃木県シルバー大学校の活用等、広域的な学習展開を積極的に推進しています。</p>
取組状況、実績等	<p>陶芸教室を開催。教室生は自主的に活動し、町民祭で作品の展示及び販売を実施しました。栃木県シルバー大学校で学び、卒業後はボランティア活動等に参加。町民祭に学習の成果の作品を展示しました。</p>
課題・今後の方針等	<p>高齢者の社会参加意欲に対応するため、各分野と連携を図りながら、新たな学習講座の開設等、高齢者が生きがいのある生活を送れるような環境づくりに努めていきます。</p>

③高齢者の就労促進 【健康福祉課】

施策内容	<p>高齢者が身につけてきた経験や知識、技能を地域に役立て、生きがいを見い出すことを目的として設立した公益社団法人芳賀町シルバー人材センターにおいて、高齢者の運営費補助金を交付し、高齢者が経験や知識、技能を地域で役立てることができるようにセンターの活動、就労を支援しています。</p>
取組状況、実績等	<p>芳賀町シルバー人材センターに運営費補助金 8,800 千円を交付し、高齢者が経験や知識、技能を地域に役立てることができるようにセンターの活動を支援しています。</p>
課題・今後の方針等	<p>令和元年度末現在、会員数が 166 名、受託件数が 1,268 件となっております。会員数 200 名受託件数 1,500 件を目標に高齢者の就労機会を確保し、生きがいを持って地域で健康に暮らせるよう運営支援を図ります。</p>

(2) 生きがい促進の拠点施設

①拠点施設の整備 【健康福祉課】

施策内容	<p>芳賀町温泉健康センターは、指定管理者に管理を委託しています。利用料は無料とし、エアロビクス等の町民の自主的な活動を支援しつつ、介護が必要な状態になるおそれの高い高齢者のための介護予防教室を実施しています。</p> <p>平成 6 年度に整備されたロマン焼き工房（陶芸教室）を活用し、定期的に陶芸教室を開催しています。また、平成 26 年度に整備されたグランドゴルフ場を活用しています。</p>
取組状況、実績等	<p>芳賀町温泉健康センターにて、エアロビクス、ヨガ、フォークダンスやよさこい教室を実施しました。ロマン焼き工房では、定期的に陶芸教室が開催され、作品は町民祭で展示、販売を行いました。</p>
課題・今後の方針等	<p>今後も高齢者の自主的な活動を支援するために、事業を継続します。</p>

(3) 生きがい支援の促進

①敬老祝い金 【健康福祉課】

施策内容	基準日を誕生日に変更し、80歳、90歳、100歳及び101歳以上の最高齢者に祝金を支給しています。
取組状況、実績等	80歳(2万円)、90歳(3万円)、100歳及び101以上の最高齢者(10万円)に祝金を支給しています。令和元年度は80歳130人、90歳69人、100歳3人、最高齢者1人に支給しました。
課題・今後の方針等	長寿化により平均寿命が男女とも80歳を超える中、令和2年度から80歳の祝金額を1万円に引き下げを実施しました。今後も社会状況や、他市町の状況を注視していく必要があります。

②敬老祭招待事業 【健康福祉課】

施策内容	町内に居住する65歳以上の高齢者を対象に、敬老祭に招待しています。
取組状況、実績等	町内に居住する65歳以上の高齢者を対象に、敬老祭に招待しています。令和元年度は歌謡ショーを開催し、約500人が参加しました。
課題・今後の方針等	今後、高齢者の方が楽しめる企画と、送迎バス等により参加しやすい環境をつくっていきます。

③温泉割引カードの交付 【健康福祉課】

施策内容	70歳以上の町内居住者を対象として、申請により温泉割引カードを交付しています。
実績（令和元年度）	
取組状況	70歳以上の町内居住者を対象に、申請により温泉割引カードを交付しています。令和元年度は対象者300人のうち103人の申請があり交付しました。
課題・今後の方針等	高齢者の方が心豊かに、生きがいを持って生活できるよう、今後も事業を継続します。

3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

老人福祉施設などの社会資源の整備に努めるとともに、高齢者の外出支援を図ります。さらに、自宅から目的地へ自由に外出できるよう、公共交通機関等の拡充、町内公共施設、道路等のバリアフリー化を推進します。

(1) 生活環境の支援

①緊急通報装置貸与事業 【健康福祉課】

施策内容	概ね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等の緊急時の早期発見を目的とした緊急通報装置を貸与しています。
取組状況、実績等	令和元年度は 91 人が利用しました。
課題・今後の方針等	緊急通報装置貸与事業を引き続き継続し、地域の支援組織と見守り、救護等に必要な連携を図り、地域で支え合う仕組みを確立することにより、安心して暮らせるよう支援します。

②ねたきり老人及び認知症老人介護手当の支給 【健康福祉課】

施策内容	要介護 3 以上の認定を受けた高齢者を在宅で介護している介護者に、慰労と福祉の増進を目的に、月額 10,000 円を支給しています。
取組状況、実績等	令和元年度は 113 人に支給しました。
課題・今後の方針等	在宅で常時介護している介護者の労をねぎらうため、今後も事業を継続します。

③紙おむつ券給付事業 【健康福祉課】

施策内容	要介護 3 以上の認定を受けている人で、在宅で紙おむつを使用している町民税非課税世帯の高齢者に、負担軽減のために月額 5,000 円の給付券を交付しています。
取組状況、実績等	令和元年度は 23 人に交付しました。
課題・今後の方針等	紙おむつ券給付事業を継続し、介護の負担軽減を図ります。

④老人手押し車購入費助成事業 【健康福祉課】

施策内容	65歳以上の高齢者に、歩行支援のために手押し車を購入する際の費用の一部（5,000円）を助成しています。また、同時に、町社会福祉協議会より1,000円が補助されます。
取組状況、実績等	令和元年度は18人に交付しました。
課題・今後の方針等	今後も事業を継続し、高齢者の健康維持を図り、歩行の自立を促進します。

⑤芳賀町福祉タクシー助成事業 【健康福祉課】

施策内容	65歳以上の高齢者のみの世帯の方に、外出の支援として、基本料金を助成する福祉タクシー利用券を年間48枚を限度として交付しています。
取組状況、実績等	令和元年度は42人に交付しました。
課題・今後の方針等	今後も事業を継続し、高齢者の健康維持を図り、歩行の自立を促進します。高齢者の交通利便の確保を図ります。

⑥養護老人ホーム 【健康福祉課】

施策内容	高齢者で、身体上、精神上または環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を入所させ、養護することを目的とする施設です。本町には施設がないため、近隣町の施設に入所措置しています。
取組状況、実績等	令和元年度において、高齢者1名の入所措置を継続しています。
課題・今後の方針等	高齢者の生命や安全を守るため、今後も必要に応じた、適切な制度利用を図ります。

(2) 日常生活の支援

①交通安全と防犯【総務課】

施策内容	高齢者の交通事故を防止するため、交通安全教室や運転免許証自主返納支援事業を行っています。また、詐欺の被害から高齢者を守るため、特殊詐欺対策電話機等購入費を補助しています。
取組状況、実績等	令和元年度、運転免許証自主返納事業 56 件、特殊詐欺対策電話機購入費補助 22 件
課題・今後の方針等	交通教育指導員による交通安全教育や警察との連携による交通安全意識の啓発を促進します。防犯対策については、広報誌や芳賀チャンネルによる情報提供を随時行うなど、町民の防犯意識の向上に努めます。

②地域防災体制の強化【総務課】

施策内容	自助・共助の取組を促進するため、防災訓練や各種広報活動により町民の防災意識向上を図っています。
取組状況、実績等	令和元年度、町・自主防災組織合同防災訓練を 10 月 6 日に実施しました。
課題・今後の方針等	自主防災組織の活動を支援することで、地域防災力の強化を推進するとともに、家庭における災害への備えの重要性について情報を発信し、自分の命は自分で守るという意識の醸成を図ります。

③災害時要援護者への支援【総務課】【健康福祉課】

施策内容	災害時に適切な救援活動が行えるよう、要援護者の名簿作成や、町と自主防災組織の合同による防災訓練等を行っています。
取組状況、実績等	令和元年度、町・自主防災組織合同防災訓練を 10 月 6 日に実施しました。要援護者の名簿は毎年更新しています。
課題・今後の方針等	自主防災組織や防災士の育成を進めることで、地域における助け合いの精神を促進し、災害時に要援護者への支援が適切に行われるよう取り組んでいきます。

④居住環境の支援【健康福祉課】

施策内容	
	高齢者の住まいの確保については、栃木県で高齢者向け優良賃貸住宅の情報や、サービス付き高齢者向け住宅に関する制度・登録情報について、広く情報提供して高齢者の居住の安定の確保を図っています。
取組状況、実績等	
	町独自の事業としては実施していませんが、国・県の制度や取り組みを紹介しています。
課題・今後の方針等	
	町においても、国・県の制度や取り組みを広く周知し、高齢者の住まいの確保を支援します。

⑤道路・交通環境の充実【建設課】【都市計画課】

施策内容	
	道路改良等事業では、学校等公共施設を中心に歩道の設置を行っています。また、日常生活における買い物や通院など、町民の移動を支援する「デマンド交通」を運行しています。
取組状況、実績等	
	令和元年度のデマンド交通の利用者は延べ 13,730 人でした。
課題・今後の方針等	
	市街地内や公共施設周辺に歩道を設置する場合は、バリアフリーガイドラインに則った歩道整備を検討するとともに、「デマンド交通」の利用促進、サービス向上に努めます。

⑥身近な公園施設の整備・維持管理【都市計画課】

施策内容	
	高齢者等の憩いの場としての公園や緑地のバリアフリー化を進めるとともに、地域住民の協力のもと交流空間の整備を進めています。
取組状況、実績等	
	—
課題・今後の方針等	
	公園施設は地域交流の拠点であるとともに、緊急時の避難場所、集合場所としても活用されることから、適切な維持管理に努めます。

第5章 介護保険事業計画

1 介護サービスと保険給付

要介護、要支援と認定された方が利用できるサービスは以下のとおりです。

要介護認定向けは介護給付、要支援認定は予防給付となります。

(1) 居宅サービス		サービス対象者
①訪問介護		要介護1～5
②訪問入浴介護		要介護1～5、要支援1・2
③訪問看護		
④訪問リハビリテーション		
⑤居宅療養管理指導		
⑥通所介護		要介護1～5
⑦通所リハビリテーション		要介護1～5、要支援1・2
⑧短期入所生活介護（ショートステイ）		
⑨短期入所療養介護（ショートステイ）		
⑩特定施設入居者生活介護		
⑪福祉用具		
⑫特定福祉用具		
⑬住宅改修		
(2) 地域密着型サービス		サービス対象者
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護		要介護1～5
②夜間対応型訪問介護		
③地域密着型通所介護・療養通所介護		
④認知症対応型通所介護		要介護1～5、要支援1・2
⑤小規模多機能型居宅介護		
⑥看護小規模多機能型居宅介護		要介護1～5
⑦認知症対応型共同生活介護		要介護1～5、要支援2
⑧地域密着型特定施設入居者生活介護（※1）		要介護1～5
⑨地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（※2）		要介護1～5
(3) 施設サービス（都道府県知事の指定となります。）		サービス対象者
①介護老人福祉施設		要介護3～5
②介護老人保健施設		要介護1～5
③介護療養型医療施設		
④介護医療院		

※1 入所定員29人以下、居宅サービスの特定施設入居者生活介護との違いは市町村に指定、指導監督権限があることです。

※2 入所定員29人以下の介護老人福祉施設（施設サービス）、新規入所については要介護3以上です。

2 介護サービスの基盤整備と質的向上

(1) 要介護・要支援認定者の推計

■認定者数と認定率（第1号被保険者のみ）

第7期から第8期にかけて、要支援者数は横ばい傾向ですが要介護者数は増加傾向です。

単位：人	第7期			第8期			第9期
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和1) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2025 (令和7) 年度
第1号被保険者	4,856	4,928	5,001	5,016	5,028	5,040	5,066
要支援者数							
要支援1	73	67	66	66	68	69	71
認定率%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.5%
要支援2	127	132	120	129	128	130	133
認定率%	2.6%	2.7%	2.5%	2.7%	2.6%	2.7%	2.7%
要介護者数							
要介護1	147	162	175	171	173	175	179
認定率%	3.0%	3.3%	3.6%	3.5%	3.6%	3.6%	3.7%
要介護2	126	136	141	134	137	138	141
認定率%	2.6%	2.8%	2.9%	2.8%	2.8%	2.8%	2.9%
要介護3	139	125	111	111	111	113	114
認定率%	2.9%	2.6%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%
要介護4	118	129	134	127	130	129	130
認定率%	2.4%	2.7%	2.8%	2.6%	2.7%	2.7%	2.7%
要介護5	86	85	74	82	84	84	85
認定率%	1.8%	1.8%	1.5%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%

資料：見える化システム総括表

(2) サービス基盤の整備

①人材の養成・研修

介護保険制度では量的な整備とともに、サービスの質の向上を図るため、医療関係者や介護関係者など、専門職の質の向上を図る研修の機会を設けます。

②苦情解決体制の推進

介護サービスの利用者が安心して制度を利用することができるように、利用者から苦情等の申し出があった場合には、速やかに問題改善への支援を行います。また、栃木県、介護保険審査会、国民健康保険団体連合会との連携のもとに、必要に応じて調査や助言などの対応を行い、介護相談員、介護サービスの質の向上を図ります。

③サービス事業者間の連携

各種介護サービスの提供は、利用者が選択したサービスを希望する社会福祉法人や医療法人、各種サービス提供事業者等と契約を結ぶことにより実施されます。このため、サービス提供者は、利用者の状態や希望に応じた適切なサービスを提供することができるよう保健・福祉・介護分野の事業者や各種施設等と連携して、利用者の希望に合う柔軟なサービス選択を支援します。

④事業評価

地域包括支援センターの運営に関して、介護保険運営協議会は、次に掲げる点を勘案して、定期的に又は必要に応じて事業評価を行います。

■事業評価のポイント

<ul style="list-style-type: none"> 「栃木県介護給付適正化計画」に基づき、介護給付の適正化に努め、ケアプランチェックをはじめとする取り組みを実施。
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターが作成する介護予防計画において、正当な理由なく特定事業者が提供するサービスに偏っていないか。
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターが作成する介護予防サービスの計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。
<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業が、適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価。
<ul style="list-style-type: none"> その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項。

■サービス基盤の現状

本町における2020（令和2）年10月現在の施設系サービス基盤の現状は以下のとおりです。

	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用者 (人)	利用率 (%)
居宅サービス				
通所介護	4	118	90.8	76.9
通所リハビリテーション	—	—	—	—
短期入所介護	4	55	51.8	94.2
短期入所療養介護	—	—	—	—
地域密着型サービス				
認知症グループホーム	2	18	18	100.0
小規模多機能	1	12	10	83.3
介護老人福祉施設	1	29	29	100.0
施設サービス				
介護老人福祉施設	1	50	50	100.0
介護老人保健施設	—	—	—	—
介護療養型医療施設	—	—	—	—
有料老人ホーム	—	—	—	—
ケアハウス	—	—	—	—
養護老人ホーム	—	—	—	—

■サービス供給基盤の整備目標

第8期におけるサービス供給基盤の整備目標を以下のとおり設定しました。

① 県指定の基盤整備【施設サービス】

	(定員数：人) (施設数：箇所)	2020(令和2) 年度整備済量		2023(令和5) 年度整備目標量	
		定員数	施設数	定員数	施設数
介護老人福祉施設		50	1	50	1
介護老人保健施設		—	—	—	—
介護医療院		—	—	—	—
介護療養型医療施設		—	—	—	—

② 町指定の基盤整備【地域密着型サービス】

(定員数：人) (施設数：箇所)	2020(令和2) 年度整備済量		2023(令和5) 年度整備目標量	
	定員数	施設数	定員数	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	—	—	—	—
小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	12	1	12	1
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	18	2	18	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	1	58	2
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—
地域密着型通所介護	18	1	18	1

3 介護サービスの充実

(1) 居宅サービス

①訪問介護

事業の内容	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助を行ないます。
-------	---

■訪問介護の実績と計画値（給付費：千円/年・回/月・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	36,173	37,651	62,071	57,022	57,716	56,920	56,920	64,356
回数	1,056.2	1,060.8	1,686.6	1,541.6	1,560.0	1,542.9	1,542.9	1,744.3
人数	62	61	63	61	62	62	62	75

②訪問入浴介護

事業の内容	移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介護を行ないます。
-------	-----------------------------

■訪問入浴介護の実績と計画値（給付費：千円/年・回/月・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	3,809	3,269	2,690	2,647	2,648	2,648	2,648	2,648
回数	26	22	18	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5
人数	6	5	5	4	4	4	4	4

③訪問看護

事業の内容

医師の指示に基づき、看護師や理学療法士、作業療法士などが居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行ないます。

■訪問看護の実績と計画値（給付費：千円/年・回/月・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	2040
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	(R22) 年度
給付費	15,591	14,274	15,715	15,309	15,869	15,869	16,302	19,072
回数	214.8	219.4	227.1	222.5	227.9	227.9	234.7	277.7
人数	27	25	29	27	28	28	29	34

■介護予防訪問看護の実績と計画値（給付費：千円/年・回/月・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	2040
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	(R22) 年度
給付費	150	229	2,712	1,412	1,413	1,413	1,413	1,413
回数	1.8	3.7	68.4	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4
人数	1	1	2	2	2	2	2	2

④訪問リハビリテーション

事業の内容

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のための理学療法などのリハビリテーションを行ないます。

■訪問リハビリテーションの実績と計画値（給付費：千円/年・回/月・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	2040
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	(R22) 年度
給付費	1,334	893	801	806	806	806	806	806
回数	41.3	25.8	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6
人数	3	2	2	2	2	2	2	2

第5章 介護保険事業計画

⑤居宅療養管理指導

事業の内容

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行ないます。

■居宅療養管理指導の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	2040
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	(R22) 年度
給付費	1,643	1,705	2,780	3,347	3,449	3,449	3,548	4,332
人数	16	18	29	35	36	36	37	45

■介護予防居宅療養管理指導の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	2040
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	(R22) 年度
給付費	68	74	0	0	0	0	0	0
人数	1	1	0	0	0	0	0	0

⑥通所介護（デイサービス）

事業の内容

特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの日帰り介護施設に通い、施設で入浴、排せつ、食事などの介護を受けるとともに、レクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行ないます。

■通所介護の実績と計画値（給付費：千円/年・回/月・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	2040
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	(R22) 年度
給付費	265,704	270,604	302,322	299,870	307,646	311,125	313,920	379,957
回数	2,834	2,887	3,142	3,14.2	3,186.8	3,224.5	3,258.3	3,942.2
人数	240	241	239	243	248	251	254	307

⑦通所リハビリテーション（デイケア）

事業の内容

介護老人保健施設や医療機関などに通い、心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のために、医師の指示に基づき、理学療法などのリハビリテーションを行います。

■通所リハビリテーションの実績と計画値（給付費：千円/年・回/月・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	5,162	3,560	3,736	3,686	3,688	3,688	3,688	4,703
回数	45.8	38.8	42.2	41.7	41.7	41.7	41.7	53.1
人数	5	5	6	7	7	7	7	9

■介護予防通所リハビリテーションの実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	560	1,023	1,909	1,440	1,441	1,441	1,441	1,921
人数	1	2	4	3	3	3	3	4

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

事業の内容

特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の援助と機能訓練を行ないます。

■短期入所生活介護の実績と計画値（給付費：千円/年・回/月・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	116,316	121,821	112,133	118,403	122,512	124,782	124,782	152,081
回数	1,187.4	1,231.0	1,107.6	1,163.6	1,201.3	1,225	1,225	1,492.3
人数	96	93	88	87	89	91	91	111

■介護予防短期入所生活介護の実績と計画値（給付費：千円/年・回/月・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	2,393	999	1,138	786	786	786	786	1,180
回数	29.8	12.9	20.1	13.8	13.8	13.8	13.8	20.7
人数	6	3	3	2	2	2	2	3

⑩特定施設入居者生活介護

事業の内容

有料老人ホームなどに入居している要介護者（要支援者）に対して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行ないます。

■特定施設入居者生活介護の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	28,429	33,099	33,644	35,947	35,967	35,967	35,967	48,353
人数	12	14	14	15	15	15	15	20

■介護予防特定施設入居者生活介護の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	3,943	2,494	1,871	1,883	1,884	1,884	1,884	1,884
人数	4	3	2	2	2	2	2	2

⑪福祉用具貸与

事業の内容

日常生活の自立を助けるため、日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与します。

■福祉用具貸与の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	38,145	38,313	42,018	39,555	40,891	41,184	41,720	50,471
人数	219	220	252	238	245	247	251	303

■介護予防福祉用具貸与の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	7,214	7,586	8,533	7,823	7,809	7,914	8,217	9,531
人数	70	73	84	77	77	78	81	94

⑫特定福祉用具購入費支援

事業の内容

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費の一部を支給します。

■特定福祉用具購入の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	1,081	739	0	0	0	0	0	0
人数	3	3	0	0	0	0	0	0

■特定介護予防福祉用具購入の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	186	246	0	0	0	0	0	0
人数	1	1	0	0	0	0	0	0

第5章 介護保険事業計画

⑬住宅改修費支援

事業の内容

居宅での自立した生活や介護を支援するため、必要となる住宅改修費の一部を支給します。

■住宅改修の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	1,845	739	0	0	0	0	0	0
人数	1	3	0	0	0	0	0	0

■介護予防住宅改修の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	1,245	428	0	0	0	0	0	0
人数	1	0	0	0	0	0	0	0

(2) 地域密着型サービス

①小規模多機能型居宅介護

事業の内容

小規模な住宅の施設で通いを中心としながら、訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

■小規模多機能型居宅介護の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	18,369	23,561	21,736	24,950	24,964	24,964	24,964	32,186
人数	9	11	10	11	11	11	11	14

②地域密着型通所介護

事業の内容

小規模（利用定員 18 人以下）なデイサービスセンターなどの日帰り介護施設に通い、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

■地域密着型通所介護の実績と計画値（給付費：千円/年・回/月・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	27,642	31,266	31,686	34,364	34,383	35,209	36,298	43,056
回数	257.4	323.6	341.9	367.6	367.6	377.7	388.9	460.5
人数	25	31	33	38	38	39	40	48

③認知症対応型共同生活介護

事業の内容

比較的安定した状態にある認知症の方などが、共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

■認知症対応型共同生活介護の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	56,146	52,499	54,333	57,674	57,706	57,706	57,706	72,890
人数	19	18	18	19	19	19	19	24

第5章 介護保険事業計画

④地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

事業の内容

定員 29 人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対し、食事や排せつ、入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

■地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	96,033	98,143	100,725	97,834	97,888	195,776	195,776	219,477
人数	30	29	30	29	29	58	58	65

※2023（令和5）年度に29床、整備計画有り。

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事業の内容

常に介護が必要であり、自宅で生活することが困難な要介護高齢者に、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の援助を行ないます。

※入院治療の必要はないが自宅で生活を継続するのが困難な要介護者に対して、施設サービス計画（施設ケアプラン）に基づき、入浴や排泄、食事、相談など日常生活上の介護、機能訓練などを提供する施設サービスです。（原則として要介護3以上の認定者）

■介護老人福祉施設の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	222,798	238,763	245,971	250,721	250,860	220,241	229,367	287,662
人数	78	81	81	82	82	72	75	94

②介護老人保健施設（老人保健施設）

事業の内容

病状が安定していてリハビリや看護、介護を必要としている高齢者に、自立した生活ができるよう機能訓練や日常生活への支援などを行ないます。

※病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療ケア、機能訓練などを提供する施設サービスです。

■介護老人保健施設の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	157,660	157,016	121,195	121,940	122,007	122,007	122,007	157,977
人数	49	49	37	37	37	37	37	48

第5章 介護保険事業計画

③介護療養型医療施設

事業の内容

長期にわたって療養が必要な高齢者などに、医学的管理のもとで介護及び機能訓練、その他必要な援助を行います。

■介護療養型医療施設の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	41,741	36,041	409,87	44,841	44,866	44,866	-	-
人数	10	9	10	11	11	11	-	-

第6章 地域支援事業

地域支援事業とは、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	サービス対象者
①介護予防・生活支援サービス事業	要支援者、要介護者、事業対象者
・訪問型サービス	
・通所型サービス	
②一般介護予防事業	第1号被保険者全て及びその支援のための活動に係る者
・介護予防把握事業	
・介護予防普及啓発事業	
・地域介護予防活動支援事業	
・一般介護予防事業評価事業	
・地域リハビリテーション活動支援事業	
(2) 包括的支援事業 ※地域包括支援センター	全ての被保険者と関係者
①総合相談支援業務	
②権利擁護業務	
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
④在宅医療・介護連携推進事業	
⑤生活支援体制整備事業	
⑥認知症総合支援事業	
(3) 任意事業	全ての被保険者と関係者
①介護給付等費用適正化事業 (※)	
②家族介護支援事業	
③その他の事業	

※介護給付等費用適正化事業
「第7章」に記載

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問介護相当サービス

事業の内容

主に訪問介護員による身体介護や生活援助を提供する「訪問介護相当サービス」と、一定の研修を修了し町が認めた者が生活支援サービスを提供する「訪問型サービス A」を実施しています。

■訪問介護相当サービスの実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	2,994	3,160	3,315	3,470	3,625	3,780	3,221	2,555
人数	130	67	131	136	141	121	111	101

■訪問型サービス A の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	712	639	690	710	730	750	670	532
人数	67	58	63	66	69	72	61	49

②通所介護相当サービス

事業の内容

専門職による入浴介護や機能訓練等を提供する「通所介護相当サービス」と、介護予防通所介護事業所の基準を緩和し、主に交流を目的としたサービスを提供する「通所型サービス A」を実施しています。

■通所介護相当サービスの実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	25,844	27,020	24,300	25,800	27,300	28,800	23,612	18,735
人数	715	727	700	720	740	760	680	540

■通所型サービス A の実績と計画値（給付費：千円/年・人/月）

区分	第7期実績			第8期計画			第9期	
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
給付費	2,619	2,336	2,295	2,436	2,577	2,718	2,230	1,769
人数	186	162	170	180	190	200	165	131

③その他のサービス

事業の内容

今後は、専門的なサービスまでは必要はないが、ちょっとしたお手伝いが必要となるようなサービスについて、例えば住民が主体となったゴミの分別やビンなど重い物のごみ出し、簡単な買い物などのサービスや見守りを兼ねたサービスについて、生活支援協議体からの意見聴取や地域の団体等と協議し、実施について検討します。

④介護予防ケアマネジメントの業務の推進

事業の内容

介護予防ケアマネジメントは、高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、遅らせる、要支援要介護の状態になってもそれ以上悪化しないようにする、高齢者自身が地域において自立した生活を送れるように支援するものです。

平成29年度の総合事業開始からは、要支援者の介護予防給付と一体的にケアマネジメント事業を実施しています。総合事業の対象者であっても、できる限りこれまで通り介護申請をしてもらい、主治医の意見も確認しながらサービス利用の計画をしています。

今後も適切なアセスメントを実施し、介護サービスに偏ることなく、地域のサービスも含めたケアプランの作成に努めていきます。

■総合事業対象数及びケアマネジメント件数の推移と計画値（人/月平均）

区分	第7期実績			第8期計画		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
対象者数（※）	4,816	4,904	4,940	5,073	5,004	4,988
給付件数	129	131	134	137	140	142
総合事業件数	49	51	49	49	48	48
計	178	182	183	186	188	190

※対象者数は65歳以上

(2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

事業の内容

生活機能が低下している恐れのある高齢者を早期に把握することを目的に、介護認定を受けていない第1号被保険者を対象に、各種教室参加者や訪問事業、民生委員からの情報等により介護予防のためのチェックリストや日常生活の質問票を活用し状況を把握しています。また、高齢者訪問を継続し、早期に介護保険や日常生活総合事業のサービスにつないでいきます。

さらに今後は、健康づくり部門や後期高齢者医療関係との連携を密にし、検診結果や医療情報を活用した把握を行っていきます。

②介護予防普及啓発事業

事業の内容

高齢者が要介護の状態になることをできるだけ防ぐこと、要支援、要介護状態になっても状態の改善・維持・悪化の遅延を図ることを目的に事業を実施してきました。

生きがいサロン事業の運営については、平成30年度から芳賀町シルバー人材センターに委託しています。今後も高齢者の活用の観点から委託を継続していきます。

介護予防事業の内容については、状況確認や高血圧予防のための血圧測定を含めた健康相談、運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善、服薬知識の普及などを目的に、健康運動指導士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師などの専門職からの指導を受けられるよう今後も実施していきます。栄養指導に関しては、町管理栄養士と連携し対応していきます。

元気アップ教室・ルディック継続健康・クラブ教室については、介護予防教室としての運営のほか、年間を通じての開催ができるよう今後も参加者の自主的活動の支援をしていきます。

また、生活状況の確認票の活用と自立体力測定により、個人の体力状況や教室の効果を確認し、重症化防止とPDCAサイクルによる事業評価を行います。

さらに、後期高齢者の介護予防事業と保険事業を一体的に実施できるよう、関係部所との連携を深め、多面的に疾病予防にも取り組んでいきます。

■介護予防教室の参加者数の推移と計画値（延べ実人数/年）

区分	第7期実績			第8期計画		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
生きがいサロン参加者	6,338 (192)	5,523 (212)	1,242 (162)	5,678 (167)	5,848 (172)	6,018 (177)
その他介護予防教室参加者	1,913 (100)	2,304 (88)	197 (57)	1,800 (90)	1,900 (95)	2,000 (100)

※2020（R2）年度は1月現在の数値

※参加者数の（ ）内は実人数

■介護予防事業の実績と計画値（●:実施、○:実施予定）

区分	第7期実績			第8期計画		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
健康相談	●	●	○	○	○	○
運動指導	●	●	○	○	○	○
その他	栄養指導	口腔指導	服薬指導	栄養指導	口腔指導	服薬指導

※2020（R2）年度については、新型コロナウイルス感染症予防の対応のため、実施できるか未定です。（2021年1月現在）

③地域介護予防活動支援事業

事業の内容
<p>地域で介護予防の活動ができる人材の育成のため、生活支援サポーター養成講座を開催し、地域での活動ができるよう登録し、活動支援をしています。今後さらに活動範囲を拡大できるよう支援していきます。</p> <p>また、自治会を中心とした見守り活動、町内の商店等の登録による「みまネット」活動（※）については、年に1回の報告会を継続し、事業の報告と合わせて認知症の勉強会を行うなど理解を深める活動を実施していきます。</p> <p>高齢者等の居場所については、生活支援協議体活動と連携し、住民が主体となった活動を進め、令和7年度までには、高齢者の8%が参加できるよう支援していきます。</p> <p>高齢者買物支援事業については、高齢者のみの世帯を対象とした、見守りを兼ねた買い物支援を行っています。今後も継続し、利用者の拡大を図っていきます。</p>

※「みまネット」活動

各家庭を訪問する機会のある新聞店などや民生児童委員などの情報から、高齢者の異変をより早く発見し対応することを目的としています。

■生活支援サービス体制の推移と計画値（延べ実人数/年）

区分	第7期実績			第8期計画		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
65歳以上高齢者数（人）	4,816	4,904	4,940	5,073	5,004	4,988
生活支援サポーター数（人）	22	33	33	36	40	45
高齢者が通える居場所等の数（※）	19	23	26	27	28	29
高齢者の居場所等参加人数（人）	392	400	246	270	300	350
65歳以上高齢者の居場所等参加率	8.1%	8.2%	5.0%	5.3%	6.0%	7.0%

※居場所については、生きがいサロン、自主活動教室、地域の居場所を対象としました。

第6章 地域支援事業

④地域リハビリテーション活動支援事業

事業の内容

これまで、介護予防教室等では、主に健康運動指導士による指導を実施し、単発的に理学療法士等の指導も実施してきました。

今後も、認知症チェックや体力測定後の指導として、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士を活用できるように、郡医師会や三師会との連携をしていきます。また、地域ケア会議等でも連携が図れるよう活動していきます。

■リハビリテーション専門職等の活用の推移と計画値（人/年）

区分	第7期実績			第8期計画		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
理学療法士	0	2	2	3	4	5
作業療法士	0	0	2	3	4	5

⑤一般介護予防事業評価事業

事業の内容

介護予防全体の事業評価のため、体力測定結果等の事業データと合わせ、KDB システムや見える化システムのデータを活用し、専門的な意見がもらえる機会を作り、年に1回以上の事業の見直しの機会を作っていきます。

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営

① 地域包括支援センターの機能強化

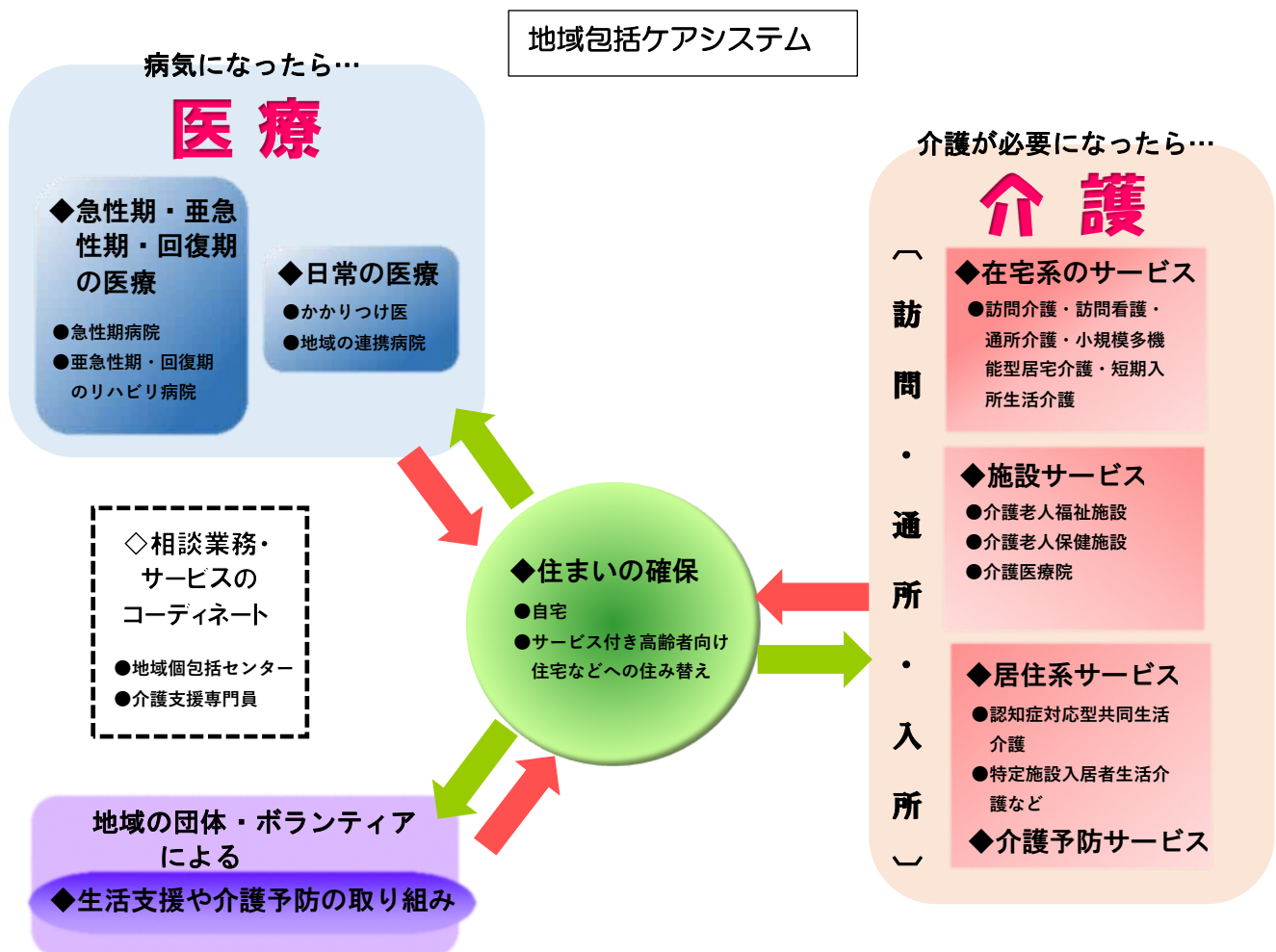
事業の内容

地域包括支援センターは、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議を行う事業）の実施機関として、適正な事業運営を行います。また、本町は、地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの運営において、中立性・公平性が確保されるよう努めています。

地域包括支援センターの3職種のうち、保健師については、町職員が配置されていますが、主任介護支援専門員、社会福祉士の2職種については、芳賀町社会福祉協議会からの派遣により配置しています。今後も継続して、安定的に配置できるよう、長期的な視野からの検討が必要となります。町と社会福祉協議会の定期的な連絡会を活用し、今後の検討をしていきます。

介護支援専門員、看護師等の配置についても、町人事部門と相談しながら、会計年度任用職員等の対応により配置を継続します。

地域包括支援センター職員の兼務により実施している業務のうち、医療機関と密接な連携が必要な認知症初期集中チームについては兼務を継続し、地域での活動が重視される認知症地域支援推進員については、地域で活躍できる人材を確保し、一緒に活動できるように検討していきます。



(2) 総合的な相談支援

事業の内容

地域包括支援センター系では、高齢者や家族から様々な相談を受け、高齢者が抱える生活課題等を把握し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、介護保険サービスだけでなく、様々な社会資源につないでいけるよう支援を行っています。

今後も、多様で複雑化した相談に対応するために、役場内関係部署や、社会福祉協議会等関係機関との連絡会議を開催し、連携と適切な情報共有を図り、協力して対応できるよう努めていきます。

■相談等支援件数の推移と計画値（件/年）

区分	第7期実績			第8期計画		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
相談等支援件数	3,027	2,212	3,753	3,800	3,850	3,900

※2020（R2）年度は、見込みの数

(3) 権利擁護業務

①成年後見制度の活用

事業の内容

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方を法律面や生活面で保護・支援する制度で、高齢者の実態把握や総合相談の中で、認知症による判断能力の低下等、特に権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合に、地域において尊厳のある生活を維持していけるよう成年後見制度の利用を図ります。

成年後見制度利用支援事業を活用した後見人等の報酬への助成、申立てに要する費用への助成等については、町が継続して実施します。相談については、社会福祉協議会が実施し、町に情報提供できるよう連携して実施します。

②社会福祉協議会との連携

事業の内容

町福祉係と連携し、芳賀町社会福祉協議会へ権利擁護基幹センターの委託について検討します。成年後見制度の利用促進のための広報、普及活動については、社会福祉協議会と協力して実施します。さらに、町が実施する成年後見制度利用支援事業が円滑に利用できるよう、連携して相談事業を実施します。

社会福祉協議会で実施する「日常生活自立支援事業（あすてらす）」との連携を図りながら高齢者が住み慣れた場所で生活し続けられるよう支援します。

③高齢者の虐待防止

事業の内容

高齢者の虐待防止のため、知識の普及啓発、相談窓口の案内等を行っています。また、相談があった場合や事例を把握した場合は、介護保険係と地域包括支援センターが協力して対応しています。

また、民生委員との連携、健康係で実施する心の相談や必要があれば地元駐在所とも協力して対応できるよう、地域個別ケア会議等を活用しながら情報共有を図っています。今後も、同様に活動を継続していきます。

④消費者被害の防止

事業の内容

高齢者が被害者となりやすい消費者被害等について、防止するための普及啓発や不審な電話等について住民の方から相談があった場合は、芳賀地区消費生活センターを紹介するほか、総務課地域安全係に情報提供し、住民全体に注意を呼び掛けるようにしています。今後も継続していきます。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

事業の内容

芳賀郡市医師会に事業を委託し、1市4町で協力して事業を実施しています。住民対象講演会、多職種対象研修会、入退院専門部会、救急対応部会等を実施しています。

また、専門部会を設置し、芳賀町医療機関・介護事業所マップ、芳賀郡市入退院連携マニュアル、緊急時の対応マニュアルの普及等の事業を実施してきました。

今後はさらに、新型コロナウイルス感染症対策についての研修や連携も含めて、芳賀郡内の1市4町で協力して事業を進めていきます。

(5) 認知症総合支援事業

①認知症初期集中チームの設置

事業の内容

認知症初期集中チームのチーム員については町内医療機関の認知症サポート医（医師）への委託と地域包括支援センター職員（兼務）により対応し、認知症の人や家族に早期にかかわれるよう、地域包括支援センター係内に設置しています。

安定した体制で実施できるよう、地域包括支援センター係職員の研修受講を計画的に進めていきます。また、年に1回検討会を開催し、チーム員と認知症疾患センター等との連携を図っていきます。

第6章 地域支援事業

②認知症地域支援推進員活動

事業の内容

現在、地域包括支援センター職員が、認知症地域支援推進員を兼務していますが、地域包括支援センターの活動と区別し、認知症地域支援推進員の活動に専念をすることは難しい状況です。そのため、地域の医療や介護の資格を持った人たちに研修受講の機会を設け、協力して活動できる人員を増やしていけるよう努めます。

■認知症地域支援推進員数の推移と計画値（人/年）

区分	第7期実績			第8期計画		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
地域包括支援センター職員 (兼務) (人)	3	2	2	3	4	5
地域包括支援センター職員以 外 (人)	0	0	0	2	3	3

③チームオレンジ活動の推進

事業の内容

生活支援サポーター養成講座の修了者等で組織する「ちよいサポ」や民生委員など地域で活動している人たちに、認知症についての理解を深めるための研修や活動のマッチングなどの支援を行い、チームオレンジの活動を推進します。

■チームオレンジ登録者数の推移と計画値（人/年）

区分	第7期実績			第8期計画		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
登録者数 (人)		33	33	36	40	45

④あんしんネーム情報登録事業

事業の内容

徘徊が心配される認知症高齢者等に、あんしんネームの活用と情報登録を促し、万が一方方不明となった場合に、早期発見につながるよう対応しています。

また、令和3年度には、QRコードを活用した情報登録を取り入れ、より活用しやすい制度として行きます。

(6) 生活支援体制整備事業

事業の内容

多様な日常生活上の支援体制の充実と強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に、第1層協議体として、地域の組織の代表等を協議体委員として依頼し、年に数回の会議を開催しています。

第1層のコーディネーターとしては、地域包括支援センターの社会福祉士（兼務）を配置し、第2層のコーディネーターとしては、地域で活動実績のある居場所等のリーダーに依頼し、第1層コーディネーターと連携して、地域の活動に取り組んでいます。高齢者の居場所活動等についても適時情報提供しながら、町全体の共通の課題等について、今後も検討する場を設けていきます。

(7) 地域ケア会議推進事業

事業の内容

個別の課題の解決のための個別地域ケア会議、個別の課題から派生する地域課題の発見、地域づくり、資源開発、政策形成のための地域ケア会議のそれぞれを実施しています。

また、地域のケアマネジャーの力量形成のため、スーパービジョン（※）の手法を用いた個別課題の研修も実施しています。今後も引き続き、地域のケアマネジャーの力量形成のため研修を継続していきます。

※スーパービジョンとは、介護施設内で発生する問題やトラブルへの対処や、サービスの質の向上のためにスーパーバイザー（指導者）がスーパーバイジー（指導を受ける側の職員）に対して助言や指導をおこなうことを指します。

3 任意事業

(1) 家族介護支援事業

事業の内容

介護カフェとして毎月1回開催し、年12回実施しています。年4回程度、町内にある認知症対応のグループホームで共催し、開催は参加者からも好評を得られました。今後も参加者の自主的な運営ができるよう支援していきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

事業の内容

芳賀町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、該当する場合には、申し立ての支援や貢献等の費用助成を行います。

令和3年度については、芳賀町社会福祉協議会に委託して設置する、権利擁護基幹センターや、あすてらす事業担当者との連携を密にして実施していきます。

(3) 認知症サポーター養成事業

事業の内容

一般成人及び中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催しています。また、役場職員の認知症についての理解と連携促進し、適切な対応ができるよう、職員を対象とした講座を開催しています。

■認知症サポーター登録者数の推移と計画値（人/年）

区分	第7期実績			第8期計画		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
登録者数：累計（人）	1,016	1,306	1,316	1,466	1,616	1,766

(4) 福祉用具・住宅改修支援事業

事業の内容

要支援認定者及び要介護認定者でもケアマネジャーが決まっていない場合の住宅改修については、地域包括支援センターが担当し、事業者等と協力し相談を進め、最終の調整は介護保険係で助言して実施しています。今後は、住環境コーディネーターの活用も検討していきます。

第7章 介護保険制度の円滑な運営

1 介護給付適正化事業

介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度とするために、支援や介護の必要性の適切な把握と適正な認定に努め、介護を必要とする人を適正に認定し、真に必要なサービスを必要な人に提供するよう、介護給付の適正化を図ることが重要です。

本町では、国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、県や国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」）と連携を図りながら、事業者への指導・支援を行い、国保連の適正化システムや介護保険制度の趣旨普及等を通じて、適正化の必要性を関係事業者や専門職、市民等と共有し、介護給付等適正化を進めます。なお、主要5事業とは、介護給付等の費用の適正化にむけ、「厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成20年厚生労働省告示第31号）」により定められた5つの事業を指します。

（1）要介護認定の適正化

認定調査員による要介護認定調査状況の結果について、町で内容点検を行い、要介護認定調査の結果に誤りがなく、適切な認定判定が行われているかを確認します。また、認定調査員研修への参加の支援を行い、調査員の技能向上を図ります。

（2）ケアプランの点検

介護支援専門員が作成したケアプランの定期的な点検・確認を行うことで、ケアプラン内容の適正化を図ります。また、介護支援専門員の質の向上につなげるため、ケアプラン内容の助言を行い、サービス利用者に合ったプラン提供を進めます。

（3）住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与の点検

住宅改修費支給申請書の事前確認による改修内容の点検により、疑義あるものについては事業者及び利用者に確認を行い、不要な工事を防止します。また、福祉用具の購入及び貸与についても、申請書の審査により適切な利用を促進します。

（4）医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険団体連合会が作成するデータを用いて、医療情報と介護サービスの内容について点検確認を行います。また、点検結果をもとに、疑義ある請求について事業所に確認を行います。

(5) 介護給付費通知

介護サービス利用者に対し、介護給付費の額、利用したサービスの内容を通知することで、不正な請求の防止と、過剰なサービス利用の抑制を図ります。また、通知内容の説明書を同封することで、介護保険制度についての町民の理解を進めます。

2 円滑な事業運営の推進支援

介護保険制度を円滑に運営するためには、限られた財源を効果的に使い、介護を必要とする人に適切なサービスを提供する必要があります。

本町では、国・県との情報共有や連携により介護サービスの質の向上に努めます。

また、利用者本人や家族からの介護サービス等に関する相談や苦情に対して適切に対応するとともに、苦情処理機関である国保連と連携し、解決に向けた対応に努めます。さらに、介護給付の適正化に向けた取組により、介護サービス利用者が真に必要とするサービスの提供と持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関

①芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会

計画策定にあたり設置される委員会として、現行の事業進捗の状況や法制度の施行内容の説明等、計画策定に係る内容を調査審議するための会議です。

②地域包括支援センター運営協議会

芳賀町地域包括支援センターの組織や運営に係る内容を協議する会議です。

③地域ケア会議

居宅及び施設サービス計画の検証、サービスの利用状況に関する定期的な協議を通じ、被保険者の自立した日常生活を支援する会議です。

(2) 介護保険事業の質の向上・確保

①事業者への適切な指導

事業者連絡会議や研修会、集団指導、実地指導等を実施することで、保険者と事業者間の連絡調整や事業者間の連携強化、情報提供を行い、介護サービスの適正化、質の向上を図ります。また、災害や感染症対策についても情報提供、連携強化を図ります。

②介護支援専門員に対する支援

利用者の処遇に関して解決困難な問題を抱える介護支援専門員等に対し、地域包括支援センターが中心となって相談対応等の支援を行います。また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。

③苦情相談体制の充実

多様化する解決困難な苦情に対して、町が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。また、必要に応じて国民健康保険団体連合会等の機関につなげます。

(3) サービス利用の促進

低所得者がサービスを利用する際の利用者負担が、所得に対して過大となり、生計を圧迫することを軽減するため、次の利用者負担対策を講じます。

- 高額介護（予防）サービス費の給付
- 特定入所者介護（予防）サービス費の給付
- 高額医療合算介護（予防）サービス費の給付
- 社会福祉法人等による生計困難者への負担軽減
- 災害等の特別な事情による減免

第8章 介護保険事業費の見込み

(1) 第8期給付費の推計

■介護給付（要介護1～5）

（単位：千円）

区分	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R22年度 (2040)
(1) 居宅サービス					
訪問介護	57,022	57,716	56,920	56,920	64,356
訪問入浴介護	2,647	2,648	2,648	2,648	2,648
訪問看護	15,309	15,869	15,869	16,302	19,072
訪問リハビリテーション	806	806	806	806	806
居宅療養管理指導	3,347	3,449	3,449	3,548	4,332
通所介護	299,870	307,646	311,125	313,920	379,957
通所リハビリテーション	3,686	3,688	3,688	3,688	4,703
短期入所生活介護	118,403	122,512	124,782	124,782	152,081
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	39,555	40,891	41,184	41,720	50,471
特定福祉用具購入費	0	0	0	0	0
住宅改修費	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	35,947	35,967	35,967	35,967	48,353
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	34,364	34,383	35,209	36,298	43,056
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	24,950	24,964	24,964	24,964	32,186
認知症対応型共同生活介護	57,674	57,706	57,706	57,706	72,890
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	97,834	97,888	195,776	195,776	219,477
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	250,721	250,860	220,241	229,367	287,662
介護老人保健施設	121,940	122,007	122,007	122,007	157,977
介護医療院	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	44,841	44,866	44,866		
(4) 居宅介護支援	57,580	58,825	59,442	60,299	72,878
合計	1,266,496	1,282,691	1,356,649	1,326,718	1,612,905

第8章 介護保険事業費の見込み

■介護予防給付（要支援1、2）

（単位：千円）

区分	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,412	1,413	1,413	1,413	1,413
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	1,440	1,441	1,441	1,441	1,921
介護予防短期入所生活介護	786	786	786	786	1,180
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	7,823	7,809	7,914	8,217	9,531
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	1,883	1,884	1,884	1,884	1,884
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	4,401	4,405	4,458	4,617	5,362
合計	17,745	17,738	17,896	18,358	21,291

（単位：千円）

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R22年度 (2040)
総給付費（合計）	1,284,241	1,300,429	1,374,545	1,345,076	1,634,196

■標準給付費見込みと算定基準額

(単位：千円)

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R22年度 (2040)
総給付費	1,284,241	1,300,429	1,374,545	1,345,076	1,634,196
特定入所者介護サービス費等給付額	52,707	49,866	50,278	51,163	61,939
高額介護サービス費等給付額	21,709	21,863	22,043	22,430	27,154
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,524	2,557	2,578	2,623	3,176
算定対象審査支払手数料	1,119	1,133	1,143	1,163	1,408
審査支払手数料支払件数(件)	17,764	17,998	18,146	18,465	22,354

※上記計

(単位：千円)

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R22年度 (2040)
標準給付費見込額	1,362,302	1,375,849	1,450,589	1,422,457	1,727,874

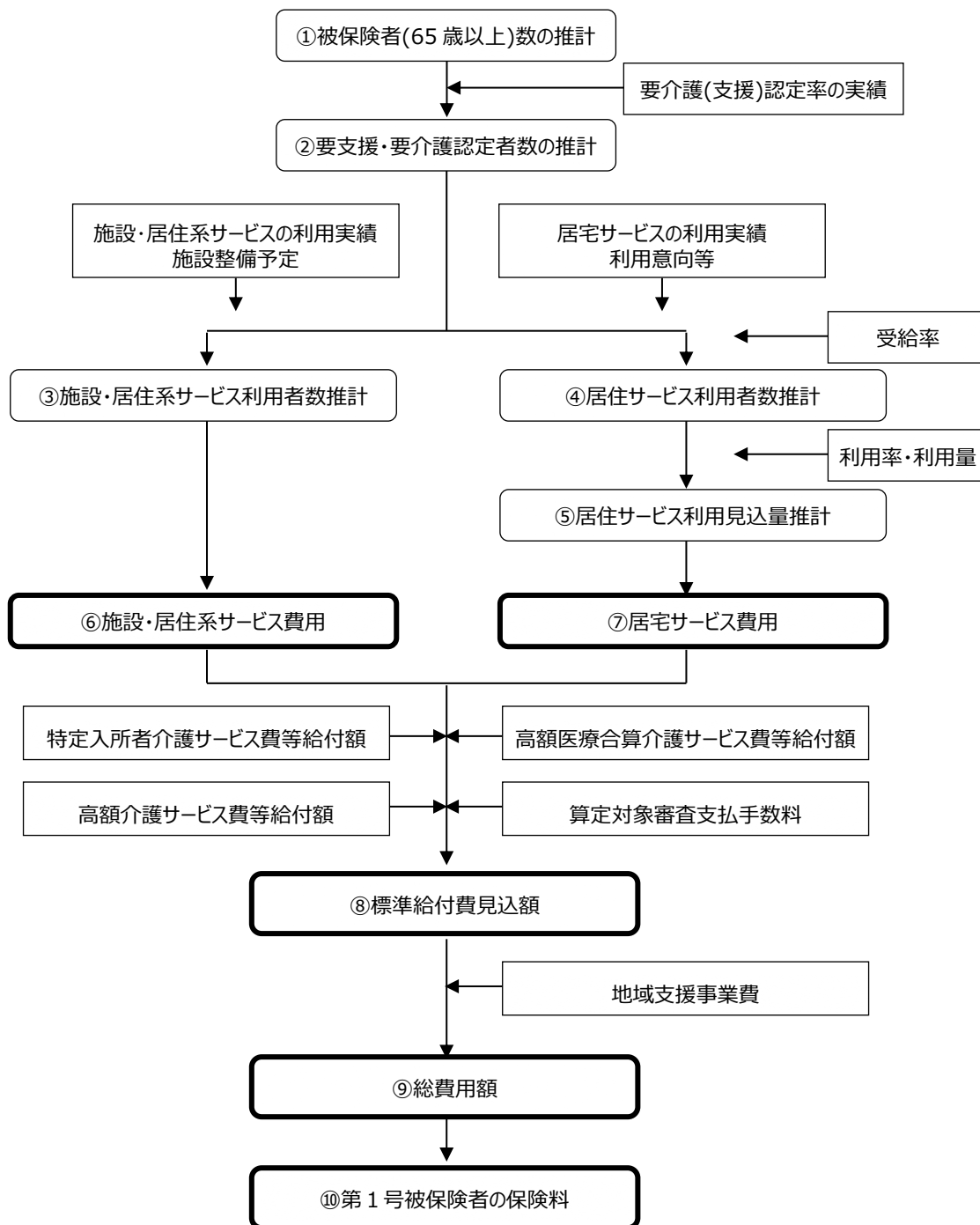
■地域支援事業費見込み

(単位：千円)

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R22年度 (2040)
地域支援事業費	68,419	70,958	73,522	68,734	61,435
うち介護予防・日常生活支援総合事業	44,070	46,452	48,862	42,495	37,131
うち包括的支援事業・任意事業	19,557	19,700	19,850	21,728	19,794

(2) 算出の手順

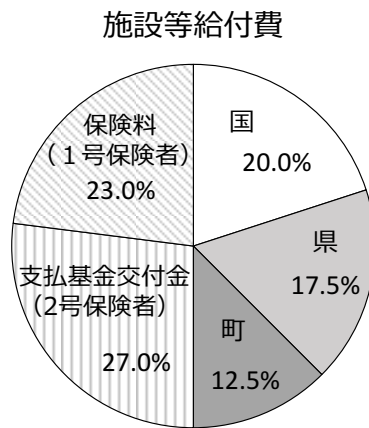
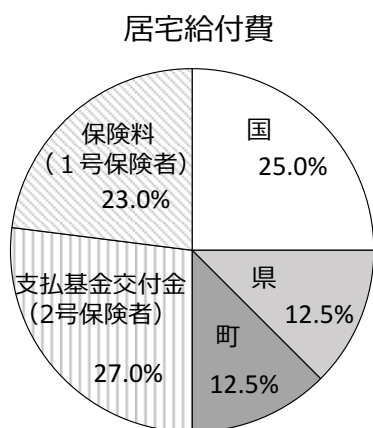
計画期間の要介護認定者及び各種サービス量の見込みにあたっては、以下の手順で介護保険事業量を推計し、介護保険料を算定します。



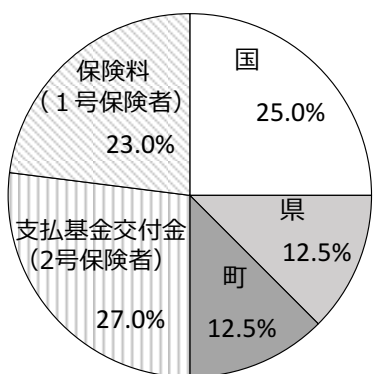
(3) 第1号被保険者の保険料算出の手順

①第1号被保険者の保険料算定

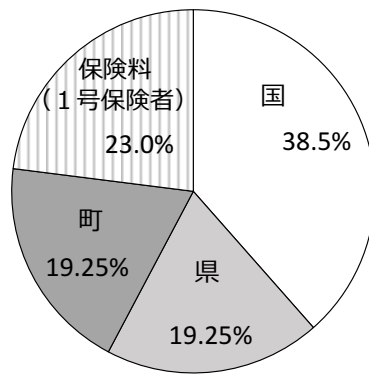
介護保険サービス給付の財源及び地域支援事業の財源として、第1号被保険者の負担割合は23.0%になっています。



介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



保険給付に要する費用の財源は、40歳以上の被保険者が負担する保険料と、国・都道府県・市町村が負担する公費でまかなわれ、保険料と公費の割合は原則として50%ずつとなっています。

なお、国の負担分25%のうち、5%分は「財政調整交付金」(以下「調整交付金」として、各市町村の後期高齢者比率や高齢者の所得状況の格差による第1号被保険者の負担能力を勘案して調整交付されることとなっています。

(4) 第1号被保険者の保険料算出

第8期芳賀町介護保険事業計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度における介護保険事業の財源としては、以下のとおりとなります。

項目		金額（千円）
標準給付費見込額（A）		4,188,740
地域支援事業費（B）		212,899
1	第1号被保険者負担分相当額（A+B）×23%	1,012,377
2	調整交付金相当額（※1）	216,406
3	調整交付金見込額（※2）▲	156,097
4	財政安定化基金拠出金見込額	0
5	財政安定化基金償還金	0
6	準備基金取崩額（※3）▲	40,000
7	審査支払手数料差引額	0
8	市町村特別給付費等	0
9	市町村相互財政安定化事業負担額	0
10	市町村相互財政安定化事業交付額 ▲	0
a	保険料収納必要額（上記1～10の計）	1,032,686
b	予定保険料収納率	99.00%
c	所得段階別加入割合補正後被保険者数	14,518人
保険料基準額（a÷b÷c÷12）		5,810円

調整交付金とは、保険者ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで標準給付費見込額の5%相当分を交付する仕組みです。第1号被保険者に占める後期高齢者の割合（後期高齢者加入割合補正係数）および所得段階別被保険者割合（所得段階別加入割合補正係数）の全国平均との格差にもとづいて、交付割合が保険者ごとに補正されています。

※1 調整交付金相当額

（標準給付費見込額＋地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費）
×全国平均の調整交付金交付割合5%

※2 調整交付金見込額

（標準給付費見込額＋地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費）
×調整交付金見込交付割合（%）

※3 準備基金取崩額

準備基金とは、これまでの第1号被保険者保険料の剰余金を積み立てた基金であり、取り崩しによって、保険料基準額を引き下げることができます。

第1号被保険者の1人当たりの保険料(年額)は、所得状況により9段階の区分を設け、基準額を中心に0.45~1.7倍の金額で設定します。各段階における対象者と保険料率設定、各段階別の保険料の算定は下表の通りです。

①所得段階別被保険者数 (単位：人)

	合計所得金額	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1段階		534	536	538
第2段階		282	283	284
第3段階		307	309	310
第4段階		852	855	858
第5段階		922	924	928
第6段階		842	846	848
第7段階	1,200,000	552	554	555
第8段階	2,100,000	295	296	297
第9段階	3,200,000	236	237	238
計		4,822	4,840	4,856

②保険料率の設定

所得段階	対象者	保険料率
第1段階	・生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.3
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.5
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	0.7
第4段階	同一世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9
第5段階	同一世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える (基準額)	1.0
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.2
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上	1.7

※第1段階から第3段階は低所得者向け保険料軽減措置後の額です。

③保険料の算定

所得段階	算定式	年額 (円)	平均月額 (円)
第1段階	基準額×0.3	20,800	1,733
第2段階	基準額×0.5	34,800	2,900
第3段階	基準額×0.7	48,700	4,060
第4段階	基準額×0.9	62,600	5,216
第5段階	基準額×1.0	69,600	5,800
第6段階	基準額×1.2	83,500	6,958
第7段階	基準額×1.3	90,400	7,533
第8段階	基準額×1.5	104,400	8,700
第9段階	基準額×1.7	118,300	9,858

※年額＝基準年額×保険料率（100円未満切捨て）

平均月額＝年額÷12（円未満切捨て）

④保険料基準月額の推移

期	事業計画期間	基準月額 (円)	対前期比	
			増減額 (円)	増減率 (%)
第1期	平成12年度～平成14年度	2,200	-	-
第2期	平成15年度～平成17年度	3,000	800	36.4
第3期	平成18年度～平成20年度	3,700	700	23.3
第4期	平成21年度	3,842	142	3.8
	平成22年度	3,896	54	1.4
	平成23年度	3,950	54	1.4
第5期	平成24年度～平成26年度	4,558	608	15.4
第6期	平成27年度～平成29年度	4,733	175	3.8
第7期	平成30年度～令和2年度	5,300	567	12.0
第8期	令和3年度～令和5年度	5,800	500	9.4

第9章 計画の推進体制と進捗評価

1 推進体制の整備

(1) 行政内部の連携体制の構築

高齢者施策は、福祉、医療、保健、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。その理念を具体化し、施策を展開していくためには行政全般にわたり取り組む体制を強化し、関係機関との連携強化に努めます。

(2) 関連団体、事業所ごとの連携

特に介護サービスや町が委託するその他の高齢者福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握や苦情対応、情報提供について、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

高齢者福祉の事業や施策は、町と関連機関、地域の団体・人材との協力により実地されています。特に、委託型地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員児童委員、サービス事業所、介護支援専門員と連携した地域との関わりは、高齢者施策を展開する上で不可欠なものです。

2 芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会の運営

芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会は、老人福祉法の規定に基づく高齢者福祉計画の改定と、介護保険法の規定に基づく介護保険事業計画の策定に当たり、基本となる事項について意見を求めるため、町設置要綱に基づき設置します。

委員は町議会議員、関係団体の代表者、在宅ケア関係者、関係機関の代表者、第1号被保険者・第2号被保険者の代表者など20人以内で組織し、事務局は住民生活部健康福祉課介護保険係に置きます。

今年度は、令和3年度から令和5年度までの3年間の高齢者総合保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）策定にあたり、委員の皆様から意見を求めるために、令和2年11月に第1回委員会を、同年12月に第2回委員会を開催して計画案をまとめました。

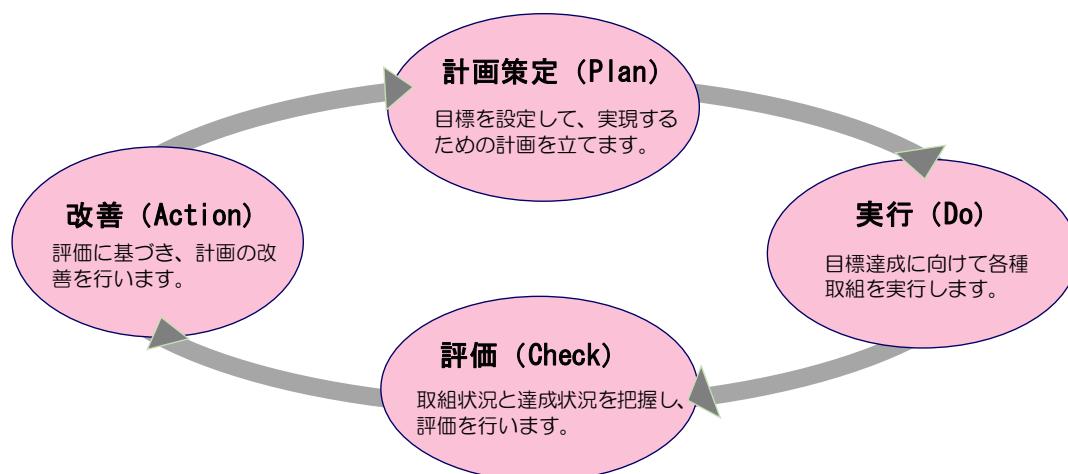
3 計画の進行管理

介護保険事業、高齢者保健福祉施策を円滑に推進するためには、計画の進捗状況を把握し進行を管理することが重要です。そのため、各分野に携わっている団体の代表や市民、学識経験者などで構成される、芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会において、その状況を報告し、庁内においても計画の進捗状況の自己管理、評価を行うものとしします。

また、次年度以降の計画推進及び次期計画の策定において施策展開の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、その結果を毎年度取りまとめ、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

《点検・評価の手順》

- ①Plan（計画）：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（Plan）、目標の設定
- ②Do（実行）：事業等の実施
- ③Check（点検・評価）：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、目標値と実績値の比較
- ④Action（改善・見直し）：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、新目標の設定



資料編

1 芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 12 月 28 日告示第 62 号

改正

平成 20 年 4 月 21 日告示第 50 号

平成 26 年 1 月 22 日告示第 6 号

平成 26 年 8 月 11 日告示第 81 号

平成 29 年 3 月 8 日告示第 47 号

平成 29 年 8 月 1 日告示第 91 号

令和 2 年 3 月 31 日告示第 52 号

芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 町が行う、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定に基づく老人福祉計画の改定並びに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく介護保険事業計画の策定に当り、基本となる事項について意見を求めるため、芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 在宅ケア関係者
- (4) 関係機関の代表者
- (5) 被保険者の代表
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、当該高齢者総合保健福祉計画策定終了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は必要に応じ、随時開催する。
- 3 委員会は必要に応じ、議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

資料編

(事務局)

第6条 委員会の事務局は住民生活部健康福祉課介護保険係に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月4日から適用する。

附 則 (平成20年4月21日告示第50号)

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成26年1月22日告示第6号)

平成26年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成26年8月11日告示第81号)

平成26年8月11日から適用する。

前 文 (抄) (平成29年3月8日告示第47号)

平成29年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成29年8月1日告示第91号)

平成29年8月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月31日告示第52号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 高齢者総合福祉計画策定委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等	備考
町議会議員	小林 一男	芳賀町議会教育民生常任委員会委員長	
	岡田 年弘	芳賀町議会教育民生常任委員会副委員長	
関係団体の代表	井本 正司	芳賀町民生委員児童委員協議会長	
	荷見 泰一	芳賀町シニアクラブ連合会長	
	松谷 篤	医師代表	
関係機関の代表	小島 恵美子	老人福祉施設長	
	古口 道子	老人福祉施設長	
	市原 周治	介護サービス事業所	
	酒井 和宏	介護サービス事業所	
	森野 順子	介護サービス事業所	
	江連 久美子	介護サービス事業所	
	関 久美子	芳賀町社会福祉協議会	
被保険者の代表	岩崎 照子	第1号被保険者代表	公募
	水田 晴美	第2号被保険者代表	公募
在宅ケアの代表	矢口 富子	芳賀町地域包括支援センター	

3 高齢者総合保健福祉計画策定経緯

年 月 日	内 容
令和2年 5月13日～ 5月27日まで	○介護予防・日常生活圏域二一ズ調査の実施
令和2年 11月25日	○第1回 高齢者総合保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会 ①高齢者総合保健福祉計画・第8期介護保険事業計画概要について
令和2年 12月23日	○第2回 高齢者総合保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会 ①高齢者総合保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について ②第8期介護保険料について
令和3年 2月15日～ 3月19日まで	○パブリック・コメントの実施

芳賀町高齢者総合保健福祉計画 (第8期介護保険事業計画)

発行年月: 令和3年3月

発行: 芳賀町

編集: 芳賀町 健康福祉課

所在地: 〒321-3392 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地

電話: 028-677-6015

町ホームページ





芳賀町